

第三百三十一回  
参議院地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会会議録第一号

平成六年十一月二十一日(月曜日)  
午前十時開会

出席者は左のとおり。

地方行政委員会

委員長 岩本 久人君  
理事 鎌田 要人君  
岩崎 昭弥君  
釘宮 磐君  
有働 正治君

委員

石渡 清元君  
関根 則之君  
服部三男雄君  
真島 一男君  
上野 雄文君  
篠崎 年子君  
山口 哲夫君  
渡辺 四郎君  
小林 正君  
長谷川 清君  
統 訓弘君  
西川 潔君  
西田 吉宏君  
竹山 裕君  
榑崎 泰昌君  
志苦 裕君  
峰崎 直樹君  
白浜 一良君  
片山虎之助君  
佐藤 泰三君

大蔵委員会  
委員長  
理事

委員

事務局側

公述人

常任委員会専門員 佐藤 勝君  
常任委員会専門員 小林 正二君  
常任委員会専門員 小田 正二君  
常任委員会専門員 林 宜嗣君  
常任委員会専門員 石 弘光君  
常任委員会専門員 神野 直彦君  
常任委員会専門員 和田 八東君  
常任委員会専門員 松浦 幸雄君  
常任委員会専門員 関本 秀治君  
常任委員会専門員 清水 達雄君  
常任委員会専門員 須藤良太郎君  
常任委員会専門員 増岡 康治君  
常任委員会専門員 一井 淳治君  
常任委員会専門員 鈴木 和美君  
常任委員会専門員 谷畑 孝君  
常任委員会専門員 堂本 暁子君  
常任委員会専門員 池田 治君  
常任委員会専門員 直嶋 正行君  
常任委員会専門員 野末 陳平君  
常任委員会専門員 牛嶋 正君  
常任委員会専門員 西山登紀子君  
常任委員会専門員 島袋 宗康君

六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

〔大蔵委員長西田吉宏君委員長長席に着く〕

○委員長(西田吉宏君) ただいまから地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会を開会いたします。

地方税法等の一部を改正する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案及び平成七年分所得税の特別減税のための臨時措置法案の各案につきまして、お手元の名簿の六名の公述人の方々からそれぞれ御意見を拝聴いたします。

まず、午前は三名の公述人の方々にお願いをいたします。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多用のところ御出席を賜りましてまことにありがとうございます。委員を代表いたしまして心からお礼を申し上げる次第でございます。

本日は、忌憚のない御意見を賜りまして、今後の審査の参考にしてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、会議の進め方について申し上げます。まず、お一人十五分程度で御意見を順次お述べいただきます。その後、委員の質疑にお答えをいただきます。

それでは、これより順次御意見を承ります。まず、林公述人にお願いをいたします。林公述人。

○公述人(林宜嗣君) 関西学院大学の林でございます。

本日は、このような場で意見を述べる機会をいただきましたことを感謝いたしております。

税制改革の前に行政改革だといったようなことで、私自身、福祉を初めといたします行政につきまして御意見を申し上げたいことがたくさんございますけれども、時間の都合上税制に絞らせていただきます。

そこで、まず今回の税制改正を総論的に評価いたします。続いて各論に入りたいと存じております。

税制改革を行う際の視点でございますけれども、私は三つあるのではないかと考えております。一つ目は高齢化社会への対応、二つ目は地方分権への対応、三つ目は経済活力を維持するあるいは強めることへの対応でございます。もちろん、こういった三つの視点はそれぞれが相互に密接に関連をしておりますので、総合的な視点が必要とされますし、ある意味ではバランス感覚がより必要とされる、このような私は認識をしております。

まず、高齢化社会は高負担社会である、こういうことをだれもが知っているにもかかわらず、どうもこれまでの税制改革論議では負担の増加を見て見ないふりをしていたというように私は思っております。今回の一連の税制改革論議におきまして、高齢化社会の負担増にどのように対応していくべきかが国民の前に前面に押し出されてまいりましたことにつきましては、私はかなりの前進だと思っております。

それから、地方分権につきましても、地方消費



税を充実することが私は必要なことではないかと思っております。

地方消費税は当初の案とは幾分異なったものとなっておりますけれども、私はこれでよかったのではないかと、このように思っております。当初の考えでは、企業が地方行政から受ける利益は最終的に消費財への価格の引き下げという形になって最終消費者に帰着するのであるから、消費者が支払った税が企業活動の規模に応じて地方団体に配分されるのは別におかしいことではないか、といか、こういうことであつたように記憶しております。私はそのときに、これでは現行事業税の外形標準課税と一体どこが違うのだからかという、そういう疑問が私の頭から離れませんでした。

今回創設されます地方消費税は府県間の配分を消費に関連した指標に応じて行う、このようにされております。これからの福祉社会におきまして地方財政支出が増加し、そのための地方財源が必要である点を考えますと、私はむしろ今回の配分の方がよかつたのではないかと、このように思っている次第でございます。

ただ、地方消費税をこのように考えますと、企業が行政から受ける利益に対する対価を求める、こういう事業税の問題が未解決のままに残されることになりまふ。つまり、赤字企業は事業税を負担しないという問題でございます。赤字企業に税を負担してもらふということは極めて困難な政治的な選択を迫られることになりまふけれども、ぜひとも事業税の外形標準課税を今後の税制改革の中で取り上げていただきたく思っております。

現在の事業税は、企業の利潤を課税ベースにしております関係上、税収の年度間の変動が極めて大きくなります。高度経済成長期のように高い成長率が維持できるような場合には税収がどんどん入つてまいりまふけれども、現在のように低い水準でしかも上下するというような時代には事業税の収入が対前年度比でマイナスになる、こういうことが起こるわけでございます。つまり、現行の

事業税というのは大きく伸びない上に変動が激しい、これでは安定的な地方行政が行えない、このように考えております。事業税の外形標準課税は今後の地方税改革の一つのポイントではないか、このように思つておる次第でございます。

以上、今回の税制改正につきまして、総論、所得減税、消費税増税、地方消費税、この点に限りまして私の意見を述べさせていただきます。経済社会構造の大きな変化の中で、税制改革をこれまでの制度の延長線上に位置づけるといふことはもはやできなくなつていふことは認識をしております。今回の税制改正はこうした根本的な改革に第一歩を踏み出したものとして評価したいと思います。

今後、できるだけ多くの改革の選択肢を国民に提示していただき、よりよい税財政構造を築いてくださいますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長(西田吉宏君) どうもありがとうございます。

次に、石公述人にお願いたします。石公述人。

○公述人(石弘光君) 一橋大学の石でございます。

時間の関係もありますので、特に重要と思われるものにつきまして、以下四点、私の考えを述べさせていただきます。

林さんと少しダブる点もあるかもしれませんが、ただ私は、今回の税制改革につきまして当然評価できる点もあるのであります。議論のためというわけではございませんが、どういふ点が問題かという批判点ということにより重点を置いた形の説明をさせていただきます。このように考えています。そういう意味では、林さんと同じ問題を取り扱ひましても若干見る角度が違ふ、こういう議論も可能かなという点でお聞きいただければと考えております。

まず最初に、第一点は総論的なことでございませうが、私は、高齢化社会の到来が目前に来てい

る、もうすぐ目の前に来ている場合に、直間比率の見直しという方向は避けて通れない。そういう意味では、今回の税制改革、一応所得減税、間接税をアップするというパッケージにしたわけでございます。私は基本的な方向としては正しいし、この点は一応評価いたしております。と同時に、もう一つ、財政の健全化というのには避けて通れない話でございます。そういう意味では増減税の一体化処理をしたという点、言うなれば直間比率の見直しと増減税の一体化という二つの大きな道しるべは大いに評価してもいいのではないかと考えております。

ただ、細部を見ますと、かなり問題ありと言わざるを得ません。そういう意味で、その点につきましてこれから順次触れていきたいと思います。

総論的にもう一つ踏み込んで申しますと、やはり消費税率五％というのがまずありきではなかつたかという印象をはたから見ているとぬぐえない。現行は三％、例の国民福祉税が七％でありまして、結果的には五％だったんでしようが、しかし、どうしても五という数字が最初にあつて、その結果、所得減税も二階建てになったのではないかとという印象をぬぐえないかと思ひます。その結果、直間比率の見直しが不完全に終わったという点は恐らく指摘できるのではないかと、総論的に申しますとこういう印象を持っております。

以下各論につきまして、所得税、消費税、それから残された問題、そこで企業課税とか資産課税を述べたいと思ひますが、主として三点に力点を置きまして述べさせていただきます。

所得税は、景気刺激という点もございまして、先行減税になったこともあつてか俗に言われる二階建てで三・五兆円の恒久的な減税と二兆円の特別減税に分かれました。私は、できればこれは一体化として五・五兆円の恒久減税にしてもよかったと思つております。その点、当然のこと、消費税率五％で済まなかつたかもしれません。それは恐らく六％か七％になったかもしませんが、

新ゴールドプランも含めまして、福祉という点についてしっかりした計画を練つて、国民にそれを提示し、言うなれば思い切つた所得税の減税とそれに見合つた消費税のアップ、プラス福祉充実という組み合わせで私は聞かざるべきではなかつたか。そういう意味では、今回はそれに至る一つの道しるべであつたという意味では評価できるかもしれないが、中途半端に終わったという点は避けられない、このように考えております。

そこで、その問題の一番大きい点は、累進税率の緩和が十分ではなかつたかという印象がぬぐい切れないからであります。と同時に、特別減税二兆円が一九九七年に言うなれば廃止になつて、消費税アップというのはどうしてもダブルパンチ的な印象での税負担がふえますので、この時期になつたときにどういふ反応が国民の間から出てくるか。これはやっぱり問題であらうと思ひます。

それから、林さんが申されましたように、今回また所得控除を上げて課税最低限を引き上げましたが、私は元来、もう使命の終わった、あるいは雑多にさまざまな組み込んでおります所得控除を整理すべきである。これは課税ベースの拡大ということでございますが、累進税率を緩和するということは、ある意味で所得税の累進性を減らし、言うなれば社会的に見て公平感を失わせるといふ結果もございませうが、ただ、課税ベースを拡大しろということにおいてかなり累進性は回復できるんです。

最後の点で申しますが、キャピタルゲインであるとかあるいは利子配当、それを課税ベースにもつともつと入れるということによって累進性の回復もできますし、あるいは租税特別措置でかなり隠れた減税として行われております所得控除とかその種の処理も廃止することによりまして、実は所得税がいい姿として再生することも可能でございます。

そういう意味で、今回の所得税の減税のやり方は、累進税率の緩和が十分であつたとともに、本来所得税の中で改革ができる点を少し見逃し

それから最後に、やはり直間比率の見直しはどうしても逆進性になってきますので、逆進性の解消の仕方としては、資産あるいは資産所得、この税負担をふやして税制全体で累進度を回復するという手法がどうしても必要でございます。このために、資産課税で申しますと相続税とか地価税とか固定資産税とか、こういうものをどういうふうな位置づけて、どういう負担を課して、言うなればストックの段階での資産再分配を図るかという視点は今後ますます重要になると思ひます。私はこれは強化すべきだというふうに言っているのではありません、最終的には經常財産税みたいな方式も議論としてはあつていいし、遠い将来、あるいは近い将来かもしれないませんが、その導入ということが行われても結構だと考えております。

と同時に、今度はフローの段階で発生いたします利子とか配当とか、あるいは株式のキャピタル

ゲインとかいうものに対してどう課税するか。これはやはり私は、納税者番号を入れて総合課税に持っていくというのが恐らく今後の一つの重要な課題になると思いますので、時間がございませんでこれ以上触れませんが、この方向を探りつつ直間比率の是正から発生いたします逆進性、逆進的な負担というものを解消するという方向の一助にすべきであらうと考えております。

時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○委員長(西田吉宏君) どうもありがとうございます。

次に、神野公述人にお断いをいたします。神野公述人。

○公述人(神野直彦君) 東京大学の神野でございます。

私は、歴史を専攻しております上に、網膜剝離を患っておりまして目が不自由なものですから、現在の出来事に関して十分な知識を入手する能力がございせん。そのため、皆様にお役に立つような多くの言葉を語ることができないということをまずお許しただきたいと存じます。

私のように租税の歴史を学んでいる者から見ますと、この税制改革案は、税制史上一つの時代の始まりを告げる、そういう税制改革案ではないかと申し上げてよいと存じます。もちろん、この税制改革案は、短期的には深刻な不況からの景気回復をもたらすという重要な課題としておりますけれども、同時に、長期的には活力ある福祉社会というふうなシンボル化されている将来の経済社会を支えていく税制の道筋を示すことをも課題にしているというふうな存じます。租税史の観点から見ますと、こうした長期的な課題への方向づけが重要な評価のポイントとなつてまいります。

このような観点からしますと、この税制改革案は二つの点で高く評価できると存じます。一つは、地方消費税を創設して地方税の改革に真正面から取り組んでいるということでございます。

第二十八部(附属) 地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会会議録第一号 平成六年十一月二十一日【参議院】

す。第二次世界大戦前には、ほぼ十年に一度の割合で国税と地方税を通じる抜本的な税制改革が行われてまいりました。ところが、第二次大戦後は、国税改革の影響を遮断するという程度の地方税の改革に終始していったというふうに言つていただろうと思います。こうしたことを考えますと、この税制改革案が地方税改革を真正面から取り上げた意義は画期的に極めて大きな意義を持つていふというふうな言わなければならないと思ひます。

もう一つは、消費税の税率の引き上げを可能ならしめ抑制しようとしたという点にあると思ひます。

シャープ勧告に基づく税制改革が行われて以降、昭和三十年代の後半を除きますと、戦後の税制改革は直間比率の是正を目指して、一貫して間接税の増税を追求してまいりました。この税制改革案は、中期答申、そしてこの六月の税制改革答申が推進し進めようとしてまいりました間接税増税路線を、少なくとも明確に抑制しようという方針を打ち出したという点で画期的だと言つていふことができると存じます。地方消費税の創設も、六月の税制改革の答申では政策的判断にゆだねておりましたので、この二点は現内閣の勇氣ある決断の結果だというふうな申し上げてよいであろうと存じます。しかも、この二つの方針は、将来の経済社会を支える税制の歩むべき道筋としても評価できると存じます。

これからの経済社会に望まれる公共サービスは、これまでのようなナショナルミニマムの充足を目指す画一的な公共サービスではありませぬ。これまでも家族とか地域社会とかそういったところで相互扶助や共同で行われていた作業によって供給されてきたサービス、つまりナショナルミニマムを超えるような多様な公共サービスが求められていふと思ひます。そうした多様な公共サービスは、住民に身近な地方自治が住民志向でニーズをつかまえて、自分の責任で自分で決定して供給していくしかないだろうというふうな考えております。

す。だからこそ、現在、地方分権の声が高まり、地域福祉の充実を要求する声が強まっているのだというふうな思ひます。

ところが、これまでの日本の財政システムは、地方自治が極めて多くの公共サービスを分散的に供給してまいりましたけれども、中央政府が財源をコントロールすることによって地方財政の決定権を事実上拘束してしまふような集権的分散システムだったのだらうというふうな思ひます。しかし、住民志向で多様な公共サービスを供給するには、地方自治に財源の自治を与えて、集権的分散システムを分権的分散システムに転換していく必要があるのだらうと思ひます。

地方消費税の創設は、そうした改革への道しるべになるかと存じます。それは消費課税を地方消費税に振りかえることによって、分権には一般財源の拡充ではなくて、自主財源を拡充して地方自治に財源の自治を回復させることこそ必要だといふことを教えているからで、地方消費税の創設は、分与税という、つまり中央政府が課税権を持つていて、その一部ないしは全部を地方自治体と与える分与税という収税形態から、中央政府と地方自治体が共同で課税権を持つという、いわば日本型の共同税に移したものだといふふうな評価できるのだらうと思ひます。

もちろん、自主財源を強化する必要があるといふふうに申しましたが、ナショナルミニマムは達成されたとしても、そのナショナルミニマムを保障していくためには、中央政府はいつも繰返しそのナショナルミニマムを確保するための財源を地方自治体に保障していく責任が生じます。したがって、これからはそうした中央政府による財源保障責任に補完された自主財源主義を目指していくべきだらうというふうな考えております。

さて、家族や地域社会が相互扶助や共同作業によって供給していたサービスはこれから公共のサービスによって提供されていくということになるわけですから、相互扶助や共同作業に費やされていたそういう私的な負担というのは減少していきまふけれども、公的な負担、つまり租税負担は今後上昇せざるを得ませぬ。

租税には、まるでオーダーメイドの注文服をあつらえるように、その人の経済力に合わせて寸法をはかって課税するあつらえ税という税金ですね、その人の家族はどのぐらいいるのか、その家族に病人はいないのか、さまざま事情を考慮して、あつらえ税という形で課税できる、能力原則に基づくあつらえ税と、それから生産物とか土地とか労働とか資本とかというような、市場で取引されるものに注目をして課税する市場税とか物税とかというような、利益原則で課税される税金とがございします。

これからの家族や地域社会がこれまで相互扶助や共同作業によって供給していた公共サービス、老人の世話とか子供の養育とかというようなそういう公共サービスが増大していくわけですから、必ずしも能力原則に基づく所得税のようなあつらえ税でその負担を調達する必要があるといふふうな考えられます。そのため、この税制改革案でも消費税の増税が意図されていふます。ところが、この税制改革案は、消費税の増税を極力抑制し、裏からいえば所得税の減税をできるだけ小規模に抑えようとしていふます。

この税制改革案の姿勢は、これからの経済社会が要請する租税負担の増加の道筋として、経済的な力に依じたあつらえ税も重視していく必要があるのだという方向を示しているのだといふふうな考えていふ方向と思ひます。つまり、世代間の負担の平準化を根拠にした広く薄い負担を求めるという論理に変わって、広く公平な負担を求めるという論理に転換しようとしていふというふうな評価できるのだらうと思ひます。

世代間の負担の平準化を目指す論理は、世代間の内部における負担の公平を無視していふます。つまり、貧しい高齢者にも豊かな高齢者にも一律に負担を強いということになるわけですから、これに對してこの税制改革案は世代間内部の負担の公平

も重視する必要があるのだということを認めているのだと思います。

神はそれぞれの世代にそれぞれの試練をお与えになります。戦争とか大災害とか、そういう同じ苦難を同じ世代は同じように体験して、そしてそれをともに克服しようとして生きてきたわけであります。しかし、そうした苦難を経験していない世代に対して、そういう負担を分かち合えということとを要求するのでしょうか。そうした苦難を分かち合うという公平よりも、同じ苦難を乗り越える同世代の内部での公平性の方が社会の統合にとって重要なのではないのでしょうか。

今この時代を生きている若いも若きもそれぞれが経済的な力に応じて共同の困難に立ち向かっていく、そういう税制改革の方針こそ基本にすべきだということをこの税制改革は論理として掲げているのだらうというふうに思います。豊かな高齢者には当然負担力があるわけですから負担を強いでも構いませんけれども、貧しい高齢者にまで負担を強いる必要はないだらうというふうに思います。

特に現在の改革の問題点は、石先生が繰り返し強調されましたように、資産所得への課税ベースを所得税で拡大しなかったために給与所得の負担感が増大して、それを税率調整によって和らげる、その税率調整によって和らげるための財源を消費税の増税によって賄おうとする循環が繰り返されるわけですね。そうではなくて、資産所得の総合課税化、それから、これもあつらえ税であるような純資産税ですね、資産を合算して行うような純資産税、そういう純資産税などの調整や、それから資産所得への総合課税化などによってあつらえ税を充実して、そして所得税の税率を下げた税率調整を行っていく、そうして消費税の増税は可能な限り抑えていく、これがこの税制改革案の示しているこれからの税制改革の道筋だらうというふうに考えられるわけであります。

その背景にある理念は、効率のよいものが効率のよいものとして生きていく、つまり強い者が強い

い者として生きていく市場経済の論理を、強い者が弱い者をいたわっていくという財政の論理で補完しなければ社会の統合は成り立ち得ないのだということを理念としているからだらうと存じます。

私は、次の瞬間に失明してしまいかもしれませんが、しかし、それによって生活の糧を失っても強い人々が温かい手を差し伸べてくれるのだと、そう思えばこそ、この今の瞬間にわずかな力でも振り絞って多くの人のために働いておこうというふうに考えるのではないのでしょうか。それが活力ある福祉社会の論理だということを申し上げて、私のつたない言葉を終わらせていただきますと存じます。

○委員長(西田吉宏君) どうもありがとうございます。

以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。

それでは、これより公述人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○橋崎泰昌君 三先生、お忙しいところをきょうはお出ましただきまして、また御高説を拝聴しまして大変ありがとうございます。

三先生のお話を承ってみますと、いずれの先生も今回の税制改革について、税制の構造を変更し、そして将来に向かってのいろいろな経済ポイントについて高く御評価をいただいているように思います。つまり、方向性としては十分評価をするというお話でございました。若干ずつニュアンスがお違いになっているように見えましたけれども、方向性としてはこの税制改革の方向は是である、こういうお話でございました。

しかしその中で、この税制改革で問題になっている点が幾つかございます。

この税制改革は、景気回復に向かっての税制改革の一つでございます。それから、それをどのようにして実現するかということ、所得税を減税して、所得税の構成をより公正なもの、妥当なものにしていくという方向性が一つでございます。

のにしていくという方向性が一つでございます。それからさらに、そのことに伴いまして財源が不足する。先ほど先生方にお話をいただきましたけれども、財政の健全化というお話をちょうだいいたしておりますが、そのことの結果として消費税の増税ということをやっていく。さらに四項目としましては、それによって税制の構造自体が、直間比率の比率であるとか、今、神野先生のおっしゃったあつらえ税とか、そういうことに御言及をいただいているわけでございます。さらに五番目としましては、地方分権の話を非常に高く御評価をいただいたという意味で感銘をいたしているところでございます。

その中で若干ずつニュアンスがお違いになっているようにお見受けしましたのは、消費税の増税をどこまでやるのか、所得税の減税をどこまでやるのか、私どもは政治家の立場でございますので、国民のいろいろな感情等々を考えると直ちに極端なことができるのかどうか。先生方は学者の立場で御発言をいただいておりますのでなかなかそこら辺が難しいところかと思っておりますけれども、そういうような観点を踏まえて、今度の所得税の減税、それは必ずしも十分なものと言えないかもしれないけれども、相当国際社会の中で私はこの減税は評価されるべきものであらう。すなわち、所得階層別のグラフを見ても、欧米諸国の中では最も最下位の方に累進性が出ていっているというように観点があるように私は思います。

そういう点で、林先生に最初にお伺いしたい点ですけれども、今度の所得税減税の評価、必ずしも全部いいか悪いか問題あるところだと思っておりますが、所得税の減税、政府側は本格的な減税であるというぐあいには言っておりますが、それについての評価をお話し願えれば大変幸せだと思っております。

○公述人(林宣嗣君) お答えをいたします。私自身は、いわゆる制度減税三・五兆円、特別減税二兆円、これがもし制度減税五・五兆円ということであればなおよかったというように思っております。

にしておりますが、ただ所得税を制度改正をするときに、じゃどういう税率構造にするんだ、あるいは最高税率を現在よりも引き下げるのか、あるいは現状を維持するのかといったような問題、あるいは現在、先ほど石先生も述べられましたけれども、随分課税ベースの侵食がございまして、こういう資本所得の課税をどうするんだらう、総合課税への移行の、あるいはそういうスケジュールミタ的なものが明らかにない段階で、殊さら慌てるような形で減税を大幅にするということが果たしていい結果を生むかどうかということは危惧をしております。

恐らく早晩また、もちろん累進税でありますから所得税の負担が高くなってまいります。したがって、その時点でまた減税をしなきゃならぬということになるわけでありまして、これを、総合課税への移行を含めたそういう検討をしていただまして、そして次のステップとしてもう一度制度減税を固まったものとしてお出しただければ私はいいのではないかとこのように思っております。

○橋崎泰昌君 御評価をいただいているように私は理解をいたしました。

問題は、それは所得税のことでございますから累進度をどう緩和していくと切りがたいわけでございます。所得税を減税するときにそれでは財政健全化という意味からいって税収をさらに何らかの意味で確保しなければならぬ、そういう問題に帰着をしていくと思っております。

我が国の財政は二百二兆円の国債を今持っております。大変な財政危機に実はあるんじゃないかというぐあいに思います。

そこで、石先生にお伺いをしたいんですけども、確かに五・五兆円の減税ができればそれにこしたことはない。しかし、財政上の観点からいうと、何らかの意味の財源を見つけないきゃならぬ。そうすると、先ほど石先生が仰せになりましたけれども、総合課税的な資産課税でござ



ざいますとか、あるいは消費税をさらに拡大してはどうかというようなお考えがあると思えますけれども、なかなかこれは実際上の現実の政治の世界の中では難しい、国民になかなか理解が得られないというような観点があるように思えますけれども、石先生の御見解はいかがでございましょうか。

○公述人(石弘光君) お答えいたします。

今後先を見ますと、恐らく所得の減税というのは数年置きに必ず出てくる話だと思います。つまり、インフレになりますとどうしても、専門用語で申しますとブラケットクリップというのが起こりますので、物価調整減税的なものをやらなきゃいけない。そういうときに必ず出てくるのがこの財源問題だと思います。

私は、財源問題は所得税の中で租税特別措置とかなんかを整理するという形で幾分は出てくるかと思えますが、これは何といても税負担の増でありますから、かなり批判も多い。ただ、所得税を公平とか中立の観点から申しますとやらなきゃいかぬということで、ある程度国民の納得も得られるかもしれない。やっぱり私は、資産所得課税ですね、これを総合課税に組み込むことによって、実は試算は難しいんですけども、どの程度税源確保ができるかというあたりはかなり国民の支持は得られると思っています。

と同時に私は、所得税減税をするときは必ずこの消費税の税率アップというのは絡んでくると思えます。逆に言えば、消費税の税率アップというのは、福祉財源の充実プラス所得税減税の確保という二つの面から何%これから上げなきゃいけないかというのが、恐らく数年置きあるいは五年置き、十年置きかわかりませんが、必ずこれから避けて通れない選択肢になると考えております。そのときの時代時代に応じて恐らく所得税の減税幅と消費税アップというものの組み合わせですね、これでその財源調達ということが出てくるんだらうと思っています。

○橋崎泰昌君 仰せのように、その将来の方向と

か将来の可能性を探る意味では、石先生のおっしゃることはよく理解ができるわけですが、でも、現在の段階で資産課税というのが非常に難しいというぐあいには先生おっしゃっていただきましてたけれども、資産課税というのはどういうぐあいに考えてしょうか。

税制調査会の答申でもなかなかそこまで答申が出てこない。要するに課税技術上の準備も十分できていないし、さらに国民の環境からいってもその準備が十分できていない。したがって、今回の税制改革にはとても間に合わぬということのようには思いますけれども、いかがでございましょうか。

○公述人(石弘光君) 御指摘のとおり、今回は恐らく直接税と消費税の組み合わせいかに時間を費やしまして、政府税調も政府もとても資産課税まで手が回らなかつたと思います。

ただ今後、次のステップとして税制改革を考えますときには、恐らく相続税あるいは地価税、固定資産税等々を含めまして、これをどっちの方向に持っていくかということは恐らく大問題になります。そのときの視点は、先ほど申しましたように、税制全体としての累進度を高める方向にいくというこの合意ができますれば、恐らく今地価税の廃止も叫ばれておりますが、その廃止というよりはほかの資産も一緒に入れて、神野さんはいさつき純資産税とおっしゃいましたが、私は経常財産税と言っておりますが、そういうたぐいの、まあシャッフルで言う富裕税みたいな構想は恐らく出てくるだらう。

それから、相続税というのは今の地価高騰でちょっとゆがみがでていて、特に都市部に住む人にとつて非常に重くなっているという点では問題があるかもしれないが、やはり日本の平等社会をつくる意味での資産再分配というのは避けて通れない、そういう意味では相続税というののも大きな問題になる。

ただ、最後に念を押しておきますと、これは量的な問題ではなくて実は質的な問題なんです。

資産課税というのはさほど税収確保という面からは大幅に出てくる税ではない、そういう点は注意しておく必要があると思えます。

○橋崎泰昌君 今回の税制改正では、所得、消費、それから資産、それらの三つのバランスを考えてという文言がついてこの税制改正が行われているわけではございます。将来の方向としてはまだこれから十分な議論を経なくちゃいけないと思えますけれども、資産課税ということも十分議題に上ってくることは石先生おっしゃるとおりだと思います。

またさらに申し上げれば、現在資産課税に直接に手をつけるというのは無理な社会情勢であるというところになりますと、先生がおっしゃいましたように所得税と消費税、このバランスを考えたというところに相なつてきますと、先ほど石先生から五%ありきだったんじゃないかというような御発言がございましたけれども、現社会の情勢の中では今回の税制改革はある程度正鵠を得たものではないかというぐあいに思えますけれども、御感想はいかがでございましょうか。

○公述人(石弘光君) お答えいたします。

恐らく五であるとか六であるとか七であるとかというところは消費税の税率をめぐるまじりいろいろ議論もございました。私は、先ほど神野さんが言ったように政治的な判断として五%というのは理屈のあつた話だろーと思えますが、我々や無責任な立場に立つ者として、もうちょっと先に予想されるいろんな改革を先取りするような意味で、七にして五・五の恒久減税という組み合わせも当然あり得たという考えも今持っております。

というのは、そのもつと最後に、私は将来的に消費税率というのは、欧米諸国を見ましても、特にヨーロッパ諸国を見ましても、福祉国家との絡みで二けたにならざるを得ない時期が来ると思っておりますので、そういうことならば一気かせいでいくのがいいのか、ステップ・バイ・ステップでいくのがいいのか、判断があると思えますけれども、議論としては五でなくてもうちちょっと高い

ということもあり得たと私は思っております。

○橋崎泰昌君 最後に、時間がなくなりましたが、神野先生に簡単に御質問を申し上げますが、世代間の公平について先ほどお話が及びましたけれども、具体的にはどのようにお考えでございましょうか。

○公述人(神野直彦君) 私も世代間の公平というのは、現世代に、同時代に生きていく人間の公平を考えてやるという意味でも必要だろうとは思いますが、しかし、先ほど申しましたように、その前にやはり世代内部の公平というものを確保して、それを前提にした上で世代間の公平を考えていく。必ずそのトレードオフが起こりますので、そのバランスを図るということが重要なのではないかとこのように考えます。

○橋崎泰昌君 これで質問を終わります。どうもありがとうございました。

○峰崎直樹君 きょうは三人の先生方大変ありがとうございました。

私は、国会議員になってまだ二年少しでございますけれども、公聴会というものを本当に充実させていくためには、従来ともすればこの公聴会がいわゆる予算であれば採決の前提だということに国会対策の手法に使われていることについて大変憤りを持ってまいりました。今回も、できる限り早く先生方の御意見、陳述をお聞きして、そして今後の税制改正の議論に役立てていきたいということで、私も大変きょうの三人の方の陳述には啓発を受けた点がたくさんございます。

しかも、私の税制改革に与党のプロジェクトチームの一員として参加をさせていただきまして、先ほど来陳述を受けて、内心本当にここまで高く評価していただいているのかなと思うような点もあるわけでありまして、大変参考になったということは冒頭申し上げて、早速内容に入っていきたいと思えます。

最初に、神野先生からお聞きしたいと思えます。今度の税制改革の内容を大変高く評価をしてい

ただいておるわけでございますが、先生が「税経通信」の中で、今回の要綱に「活力ある福祉社会」という言葉が出て、昨年十一月あるいはこの六月の政府税制調査会の「活力ある高齢化社会」から一歩離れて内容が少し変わってきておると。これについて、実は私も十分その含意というものを意識したかどうかというのは、改革案をつくる過程ではそれほど議論しなかったように思うんですが、先生がこの点を高く評価されている点について改めて意見があればお聞きしたいと思ひます。

○公述人(神野直彦君) 先ほど来、私はあえて高齢化社会という言葉を使っております。それは余りに長生きをして申しわけありませんでしたというふうなことを言われるような表現が最近社会の中で蔓延しておりますので、世代間の問題というのはこれはもともと愛情で、つまり市場で行ってきたことではなくて愛情によって移転されてきたものなんです。それを公共サービスで振りかえていくわけですから、これは全く損得勘定、いわば経済学の方ではどうしても損得計算をする人間を前提に、つまり、いわばコンピューターのようには損得勘定を一時にしてやるような人間を前提にしておりまされども、実際の財政というのは、先ほど来お話しのように政治の問題、つまり生身の生きている人間を相手にしているわけですので、できるだけそういった面も配慮すべきだということを考えているからであります。

それと同時に、これからの社会というのは単に高齢者がふえていくということだけが問題なのではなくて、女性が社会的に進出していくとか家族形態が変わっていくとか、そういう大きな経済社会の変化の中で高齢者がふえていくということが問題なんです。例えば、少子・高齢化社会というのが問題だというふうに言われますけれども、それでは多子・低齡化社会のときも、これまでの高齢者の皆さん方は多くの子供たちをお育てになって苦労されてきているわけでありまして、その点を考えますと私たちは、これからさきま

な形で家族や地域社会が変わっていく、サービスが変化していくんだ、単に高齢者の人たちのためにだけに社会が動いているんじゃないんだということを強調しているのではないかと、このことを読みまして、そのように表現をさせていただいた次第でございます。

○峰崎直樹君 今の神野先生のお話を聞いていて、私もそういう意味で今時代が大きく変わってきているということを感じておりますが、その際にならぬ地方自治体の果たす役割がふえてきているということもまた事実だと思ひます。

実はもう一つ、まあ政府という意味で言えば中央政府も地方政府も一つの政府だろう。そうすると官と民という役割を考えたときに、結果的に福祉の充実だということでもレベルでそれがなかなか画一的なものには難しいから地方自治体に移る、しかし地方自治体についてもそれはやはり官は官ではないかな。その際、我々が見落としがちなのは、官といわゆる民との間に公共空間といひましか、従来家庭でやっていたこと、あるいはヨーロッパでは教会がやっていたこと、そういうような事ごとを実はボランティアであるとかNPOというふうな中に申し上げていいと思ひますが、そういう分野における活動が非常に求められているし現に動き始めているように地域社会で私は見ているんです。

これらについての対応として、もつとやはり税制上の優遇措置といったものが充実されてしかるべきではないかなというふうに私自身思ひますが、その点、神野先生、もし意見があったらお願いします。

○公述人(神野直彦君) お答えいたします。ただいまの御質問は、単に公私の区分だけではなくて、これまでそういうさまざまな社会的なサービスというのは中間組織によって支えられていたのであって、そういうノンプロフィットインスティテューションとか教会とか、さまざまな中間組織に対しても考慮すべきじゃないかというお話だろうというふうに考えますが、そのとおりで

ありまして、そういう中間組織というものが拡大して、それが社会を支えていくというふうにならなければならぬし、そうした中間組織の活動を政府ができるだけ支援していくというシステムを考えていく必要があるだろうと私も思ひます。それを税制でやるということも一つの手段とは思ひますし、他の手段もあるかと思ひますが、そういうことを支援していかざるを得ないというのはおっしゃるとおりだと存じます。

○峰崎直樹君 林先生にお聞きしたいことがたくさんあるわけですが、指摘された中に資産課税について今後どのような方向を打ち出すべきかということについての御指摘がなかったように思ひますが、この資産課税についての御見解があればぜひお聞きしたいと思ひます。

○公述人(林宜嗣君) お答えいたします。時間の都合上割愛をさせていただきますけれども、私自身は消費課税へのウェイトのシフトを一方で提言をしております。したがって、それとペアになって要求しなきゃならないことは資産課税の強化でございます。

先般、土地問題が起りましたときに、相続税が非常に負担がふえて、そのために相続税の減税をすべきであるという声が出ました。しかしながら、私自身、これは逆の方向でありまして、土地問題を解決するとかあるいは消費税へのウェイトをシフトさせていくということであれば、私は相続税を初めとした資産課税の強化、これはぜひ進めなければならぬということではないかと思ひております。

○峰崎直樹君 私も、資産課税をもつと強化をしなきゃいけないし、ことしから実は相続税の問題も緩められたこととはどうもこれは時代に逆行してやしないかというふうに考えている一人でございます。

その点はまた別にしまして、経済活力と税制の関係でちょっとお話を聞いてみたいわけでありまして、いわゆる所得税と消費税、あるいは直接税と間接税というふうに分けていいんでしょうが、特

に消費税の方が経済活力ということを考えたときに経済に与える、ある意味では中立性といひますか効率性といひますか、そういった点で望ましいというふうにお考えなんですか。つまり、いわゆる所得税重視よりも消費税重視の方が望ましいかどうかという、その点についての林公述人の御意見をお聞きしたいと思います。

○公述人(林宜嗣君) お答えします。所得税の場合に、私は累進所得税を前提として議論をしなきゃならないだろうと思ひます。そういう場合に、一つはやはり勤労意欲の阻害、実は、これはサラリーマンの場合に本当に勤労意欲が阻害されるのかといったようなことがございませうけれども、労働者はサラリーマンだけではないわけでありまして、例えば医師の方も、もし所得税がどんどん高くなったときにひょっとすると診察時間を短縮するとか、こういうようなことがあつては困るのではないかと、こういうことが一点。

それから、今後高齢化が進んでまいりますと貯蓄率がやはりこれは低下せざるを得ない。日本の貯蓄率は非常に高いというぐあいに言われておりますけれども、しかしながらこの貯蓄率の高さというのは年齢構成がまだ比較的若いということございまして、今後高齢化が進めば必然的に貯蓄率というのは低くなる。このことがいわゆる成長阻害要因になる可能性がございします。

したがって、消費税と所得税を比較した場合に、これは理論的な話でありますけれども、所得税は利子に対して二重課税となる。したがって、貯蓄抑制型であるといったような点からいまして、消費税の方が成長あるいは経済活力増進型である、このように私は理解をしております。

○峰崎直樹君 先ほどちょっとお聞きしたときに、サラリーマンの方々、非常に重税感といひますか、そういうものを持っているということなんですが、林公述人、今日の給与所得というのは国際的に見て高いと思ひますか低いと思ひますか、いわゆる負担の度合いから見てですね。



○公述人(林宣嗣君) お答えいたします。  
国際比較をした場合には、私は低い部類に日本は属しているんじゃないかと思えます。

ただ、負担感というのが絶対的な負担感と、それから隣を見てどうして同じような生活水準なのにあの人は税が少なくて済んでいるんだらう、そういう相対的な負担感、公平感といましようか、こういうことによって生じる重税感というものもあるのではないかと、ううまいに思っています。

○峰崎直樹君 その点をちょっとお聞きしたいと思つたんです。

これは神野公述人にお聞きしたいんですが、いわゆるシャープへの回帰ということ、非常に所得税についての評価、私自身も公平性ということが観点として重要だと思ふんですが、今ありました公平感という観点ですね。クロヨンであるとか、あるいは表現としては同じですが、トーゴサンピンであるとか、あるいは同じ所得税の中ではいわゆるフリンジベネフィットと言われる形での公平性の阻害要因というものがでてきておるんですが、こういった点についてどのようにお考えになっておるか、現行所得税の欠陥という点について。

○公述人(神野直彦君) お答えいたします。

現在の所得税の欠陥として、今制度的に、例えば先ほど石先生がおっしゃったような総合課税化されていない、これはフリンジベネフィットを含めて包括的な所得税になっていないという欠陥はどうしても否めないと思ひます。

それから、今おっしゃった税務行政上のトーゴサンピンとかクロヨンとかというふうな言われていることは、私はそれは少し大げさ過ぎるというふうに思ひます。というのは、日本の国税庁の方々も私のところに勉強しに参りますけれども、日本の国税庁というのは世界的に見ても非常に優秀な方々が意欲を持ってやられておりますし、それから例えばトーゴサンピンのピンというものは、御存じのように政治家の方々を意味して

いるわけですね。政治家の方々が一割しか税金を納めていないなんてことはとても信じられない話だと思ひます。

それで、よく言われることはトーゴサンピンとかクロヨンとか言われているうちの、仕入れと売り上げがきちんと押さえられていないからだという問題になるかと思ふんですが、それがもしも押さえられていないと、それは消費税でもやっぱり押さえられないということになりますね、仕入れと売り上げは。仕入れと売り上げが押さえられて所得が課税されていけばできる。

それから、所得は絶対にきちんとつかまえてはだめです、所得税をやるやらないにかかわらず。というのは、私どもの奨学金もかかってきまして、そのほかの社会保障制度をやる場合に、どうしても所得というのはいくらもつかまえておるんですね。ですから、これは理由のいかんを問わず、税務行政上難しいから放棄するということわけにはいかない税金だと思ひます。

○峰崎直樹君 最後に指摘された点は、先日私も大蔵委員会で、私自身の乏しい経験で奨学金を受けることでの所得の不公平というのを大変憤りを持って感じたわけでございます。

時間がないので、最後に石先生にお聞きしますが、納番制が入るまでの間、この資産課税のあり方ですね、今のままでいいんでしょうか。いわゆる利子課税についても今二〇〇%の源泉分離とか、あるいは配当の問題についてもそうでありまして、そういう資産課税、ストックの面では財産税という面では納番制、これでも二十一世紀の初頭と云っているんですが、その間も何かこういう改正をしたらいいぞということがあれば、石先生の方からお聞きしたいと思ひます。

○公述人(石弘光君) 簡単にお答えいたします。私は納番がありまさんと総合課税は無理と考へておりますので、現行の利子、キャピタルゲインの分離課税、これはやむなしと見ております。そういう意味では、納番の導入時期まではちょっと

手が打てないのではないかと考へております。

○峰崎直樹君 どうもありがとうございます。

○直嶋正行君 どうも本日は大変いい話をありがとうございました。私、持ち時間十分なんで簡単にお聞きしたいと思ひます。

まず最初に、石先生と林先生にお伺いしたいと思ひます。

地方財源についてでございます。

先ほどお話しの中にございましたように、私もこれからの日本の社会を展望しましたときに、地方財源がもっと必要だということはそのとおりだといふふうに思っておりますし、またこれまで税制の議論の中で、ややもすればこの地方の税論議というのがなおざりにしてこられたという点もそのとおりだといふふうに思ひます。したがって、これからの地方財源のあり方についてはやはりもっと幅広く議論をする必要がある、このように痛感しております。

それで、今回のこの地方消費税でございますが、確かに地方財源が不足をしている、あるいはその財源を考えるとときに現実これという財源がなかなか見当たらない、こういうことから地方消費税を導入したということは理解はできるわけでございます。しかし、納税者の立場から二つお聞きしたいんです。

一つは、このような形で同じ税を国と地方それぞれから取られる、こういうことについてはやはり問題があるんじゃないか。むしろ、さっき林先生も法人税の外形標準化というふうなお話、あるいはこれもございまして資産課税の問題等を含めて、本来やはり別のところに財源を求めねばならぬ、本来的に、こういう意見も強いわけでございます。この点についてまず一点。

それから二点目でございますが、今度の地方消費税の導入によりまして、先ほど同じような税を国からも地方からもというふうに申し上げましたが、地方にも例えば特別地方消費税とかあるいは自動車取得税というふうないわゆる流通にかける税が存在をしております。したがって、仮に

地方消費税を導入し、今後これについても、例えば将来の財源として将来税率が上げられるというようなことも可能性として考へるとすれば、そういった地方税内における税の整合性をとるためにも、今申し上げたような二つの税については廃止も含めて見直し、検討すべきではないか、このように思っておりますが、この点についてお伺いしたいと思ひます。

○公述人(石弘光君) 簡単にお答えいたします。実はこの問題、本当に苦慮したところでありまして、結果的に今回出てきた地方消費税というのはいまあと得るぎりぎりの線、と同時にまた目下の状況としてこれしかないかと、そういう判断を恐らく皆さんお持ちだと思ひますが、私も持っております。

理想的には、理論的に言うなら小売売上税みたいなのを創設すべきでありましようが、今おっしゃいましたように、国と地方が両方かけるのはけしからぬという議論、これはカナダやなんかは導入していますけれども、非常に難しい。と同時に、特別消費税をすぐ今回に絡めて廃止せよという声も強い。

したがって、私はこれは国民の方の納税の仕方だと思ひますけれども、所得に対しては国と地方がかけていますね、それから法人の利潤に対してはかけていますね、そういう意味からいって、私は消費に対しては国と府県あるいは市町村なんかがかけるを得ないというところは納得してもらうほかはないと思ひますが、やはり独自の課税ベースにするとか、国税に単におんぶして地方消費税みたいにするというふうなことを表に出す、これはやっぱりこれからは必要になってくると思ひますので、非常に難しい問題だと思ひますが、議論は詰めていかなきゃいけない。

と同時に、法人事業税の外形課税で事が済めばいいんですが、それで必要な税収が地方消費税にかわるようなのが出てくるかどうか、何かこの辺いろいろ入り組んでおりますので、単純にはお答

えしにくいというのが私の印象です。

○公述人(林宣嗣君) お答えいたします。

まず一点の、納税者の立場として国税、地方税として消費税を納めるというのはこれはどう考えるだろうということなんですが、実は国民にも地方税として消費税を納めているんだという意識を持っていただかないと、地方消費税を創設した意味がないということが一点であります。むしろ、そういう意識が余りないんじゃないかというのが私の印象でございます。

それから、税源分離に關しましては、理想的には私は国税と地方税の税源分離というのはやるべきだ。例えば、イギリスのように地方財政のウェイトが非常に小さいような国では国税と地方税の税源分離を完全に行うことが可能であります。しかしながら、日本のように国も地方もそれぞれが非常に大きな規模の財政を抱えているということになりますと、私は現実問題として税源を分離するということは非常に難しいだろうというぐあいには思っております。

この後ですが、やはり私は、例えば同じ所得課税でありまして税率に差を設けるとかといったような形で国税と地方税の違いを明らかにするということが必要なのではないかということを思っております。

それから、地方消費税の創設に伴いましてさまざまな税がこれとダブってきたりするということがありますけれども、私は基本的には現在の税体系というのは非常に零細な税目が多過ぎるというように思っております。国税にしても地方税にしても、上位三税ぐらいでは八割から九割の税収が入ってくるというふうなことを考えますと、少しこういうものを整理するということが必要ではないか。税源分離ということを経営に取り上げますとどうしても零細税目を地方につくるといったようなことになりかねませんので、私はその際、税源分離というのは余りこだわらない方がいいのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○直嶋正行君 もう一点、時間の関係もございすが、お三方にちょっと所感を伺いたいと思ひます。

冒頭、御意見を述べるときにも、いろんなことがあるけれども税の問題についてというふうには、たしか林先生なんかは意見を限定されてお話しされました。今回のこの税制改革は、ややもすれば税のみの議論で終わっているわけでございますが、本来は先ほど来お話がおりますように、これからの高齢社会等に備えて国民の受益と負担をどうするかというところが根本にあると思うわけであります。

そういう視点で考えました場合に、福祉のあり方とかこれからの公共事業のあり方、あるいは行政改革といったような問題を含めた全体の給付と今の税とかいわれる国民負担の関係を含めた総合的な構図ができていないんじゃないか。そういう点で言いますと、今村山政権は、例えば行政改革を実施するとかあるいは福祉にというふうなことをおっしゃっていますが、現実問題としてはそういった政権の方針と今の税制改革とは直結していかないのではないかと、このように思っているわけでございますが、この点についていかがでございますでしょうか。

特に私心配しますのは、現実に福祉とか行政改革を含めて、いわゆる見直し条項によりましてと、見方によつては明らかにこれは仮置き数字ではないかというふうな面も出てきます。そういう点で言いますと、この政府案が成立したらすぐまた新たな税制改革に取り組まなければならなくなってくるんじゃないか、こう危惧いたすわけでございますが、こういった総合的に見ての御見解を承れればと思ひます。

○公述人(林宣嗣君) お答えいたします。

私は先ほど、試算をいたしました結果を御報告いたしましたけれども、これは福祉ビジョンに基づいた試算でございます。私自身は現在の福祉の

あり方ではないとは決して思っておりません。例えば日本の社会保障体系が極めて医療に偏っている、そしていわゆる中間施設がないことによつて自宅で介護できなかったら入院をさせてしまふ、そのためにはかなりの薬剤費を使い治療費を使う。こういった社会保障システムを改めることによつて私は福祉関係の経費は随分節減できるだろうと思っております。そういうようなこと、あるいは地方の行政につきましても随分守備範囲が広がってまいっております。

こういったようなものを先ほどの公と民、あるいはその中間段階の地域とかポランティアグループとか、そういったようなものにもう少しお願いをすることはできないのかといったようなことを本気で考える中で行政改革が進んでいくんだらう。そして消費税率というものが最終的には決まるのではないかと私は思っております。

したがって、見直し条項というのは、私はこういう手段をとられたのは結構なことではないか。ただ、この二年の間にそういう行政改革のアクションプログラムといいますが、そういうものがどれだけで上がるかどうかということに私は注目をしたいというぐあいに思っております。

○公述人(石弘光君) 今、林さんがアクションプログラムといういい言葉を使われましたが、私はアクションプログラムは二つ必要だと思ひます。一つは行政がどのぐらゐるかということ、成果で示していただく。アメリカがよく言いますね、結果主義だ。ああいう格好の行政がどれぐらゐる進歩かということが恐らく増税の前提になると思ひます。

それから、第二のアクションプログラムは国民の間で、福祉観といいますが、つまり医療と福祉をどう分ける、あるいは家庭と政府がどうすみ分ける、福祉に關して。こういうことに關して国民の方である程度判断してもらわないと負担との関係はわかりません。つまり、俗に言うアメリカ型の社会がいいのかどうかということも踏まえまして、日本型の福祉観をやはり早急に確立する必要

がある。ただ、国民の間でアクションプログラムが必要だと思ひます。

○公述人(神野直彦君) 今、先生がおっしゃっているのとおり、租税とそれからもう一つ使ひ道と申しますか、支出の方とは關連づけて議論していく必要があるだろうと思ひます。そして、行政改革も国民が本望に望んでいるのは、一方でやはり福祉サービスが拡大してほしい。

ここにシャープ勧告のことを私書いてきましたのが、シャープ勧告はこれからの日本に必要なものは個別の消費物資ではなくて集約的消費物資だということをはっきり言っているわけですね。先ほど申しましたように、そういう集団で相互扶助とか共同作業でやってきたことを国家ないしは地方が政府がやってくれないかという要請は強まっているわけですから、単純な行政改革に、つまり単純に公共部門を小さくすればいいというわけではなくて、それを内部で大きなリストライティングか、編成がえをしていく必要があるだろうと思ひます。そして、不必要な部分を切り落として、大幅な形で要望されているような部分に回す、その増加もそれほど大きくなくて済むだろう。つまり、技術革新は非常に高まっているわけですから、新たな技術を使えば組織を単純に、今までの体制をそう大きくふやさなくても十分にやっています。

○直嶋正行君 ありがとうございます。終わります。

○白浜一良君 公明党の白浜でございます。きょうは三人の先生方には、大変お忙しいところありがとうございます。時間もございませんで、簡単に伺いたいと思ひます。

石先生に最初に伺いたいと思ひますが、先ほどの公述の中で、今回の改正は初めに五%ありきという感否めない、このように申されました。と同時に、消費税が上がるときは、一つは高齢化社会への財源、もう一つは要するに所得税減税するための財源、こういうときに必ず出てくるんだとおっしゃいました。そういう観点から、初めに

五%ありきという感はないという、その辺の内容をもう少し伺いたいと思います。

○公述人(石弘光君) 私は、やはり二階建ての減税にせざるを得なかったところにこの五%ありきが直接響いてきたと理解しております。これはいろんな受けとめ方がありますから、そうじゃないという方も当然あると思います。

それから、やはり福祉の方のビジョンが間に合わなかったというのもあるかもしれませんが、五であればこのぐらゐの福祉水準の開示の仕方ではないということもあるけれども、七にするんだったらもっともって新ゴールドプランを詰めたらしいんな形にしないといけない、それが間に合わなかったというのもあるのかもしれない。そんなことも含めて五に落ちついたんだらうと思います。が、本格的にやるなら恒久減税をどんとやって、所得減税をどんとやって、福祉もちゃんと示してという方がいんじゃないかというのが私の見解です。

○白浜一良君 そこで、今もお話あったわけですが、こういう大きな税制改正のときに、そういう改正案そのものの中に二年後のいわゆる見直し事項があるというふうな、こういう改正案そのものはどのように評価されますか。

○公述人(石弘光君) 戦後の税制改革を見まして、今回みたいな三年越しのパッケージで時差をつけたり時限をつけたたりしたやり方というのは初めてなんですよね。そういう意味で、私はこの二年事項が今後どういう形で生きてくるのかあるいはこれが生かされるのか、これまた見てみなきゃわかりません。ただ、どこの国の税制改革もある程度年度でなくて、少しいろんなものを組み合わせたときにどんどきまきから時差がついていくのはやむを得ない。そういう意味で私は今度は実験的な試行をしているので、余りリジットにもうこうやるべきだというふうに決めて三年間縛ってしまうよりは、このぐらゐの二年事項をつけて将来に含みを持たせるというふうなのも一つの方法だと思っております。

○白浜一良君 一つの方法であるかもわかりませんが、国民から見た場合非常にわかりづらいです。何のための見直し期間があるのかということですね。もっと疑って見れば、本当に五%で済むのか、いろいろ煮詰まった段階で。そういう国民の疑いの目というか、これがあるのもやむを得ないと思うんですが、特にこの税制改正なんかでそういう手法がとられているということ自身に私もそういう国民の一つの疑問の声というのは感じるわけですが、もう少しお述べいただきたいと思います。

○公述人(石弘光君) 御指摘のとおり、この見直し事項が五が六の方にいくのかというふうな勘ぐれば、極めて国民の側から見ますと何だということにならざるを得ないと思います。

ただ、経済成長率、円高、株価、地価等々これららどうなるかわからぬわけですが、そのときに、仮に二年先といえども不確定事項が満ち満ちているわけですから、すごい自然増収も出てきて、あつという間に減税財源が出てきて五にしないでいいやなんてことになるのかどうかかわりませんけれども、そういうことまで踏まえての話でありまして、そういふことも踏まえて減税が先行しておるんだから、しょうがないだろうというふうには私は納得してもらはうほかないのではないかなというふうな考えております。

○白浜一良君 わかりました。林先生にお伺いしたいと思いますが、税制改正の視点として最初に三点をお挙げになりました。それぞれ評価されましたが、一つは一番初めに高齢化社会への対応は前進である、このようにおっしゃいました。しかし私も前から見ればそこが不明確だ。こういう高齢化社会のビジョンがあるんだということはお示しになっていないわけだ、まあ予算がつけば前進ですからこれは間違いないと思いますが、私も前から見れば非常に不明確な点があるなど、このように考えているわけですが、まずこの点、御見解ございましたら。

○公述人(林宣嗣君) 簡単にお答えいたします。私自身も高齢化社会というのをどのように乗り切っていくかというのには非常に難しい課題だろーと思っております。ただ、負担がふえるふえると言ふことだけではこれは高齢化社会に対する準備とは言えないわけでありまして、むしろ高齢化社会にはこういう厳しさもあるんだ、例えば私は財政をやっておりますので随分お金のことに気が参ります。現在の医療保険の制度につきましても本当にこのままでもいんだらうか、例えば風邪だとかあるいは軽いけがだとかいったような軽微な傷病に対してこれを保険で見ると、私は保険というのはいくらも軽微なものにまで本当に使うべきなかどうかというところについては疑問を持っております。

こういふようなことも含めた高齢化社会のビジョンづくりというものをこの二年の間に固めていかなきゃならないし、このようにお願いをしたというふうな思っております。

○白浜一良君 もう一点、三項目に経済活力の強化、こういう視点を挙げになりました。確かに日本の産業の国際競争力とか産業、金融の空洞化という問題が今叫ばれているわけですが、その問題が今叫ばれているわけですが、評価の観点として挙げられた意味、事業税の話は個別の問題として述べられましたが、この点に關してはどのようにお考えになつていらっしゃるわけですか。

○公述人(林宣嗣君) お答えいたします。直接的には触れられておりませんので、私は次の税制改革のステップとして法人所得課税について触れていただきたいというふうに思っております。ただ、間接的には、従来歴史的に見て増税は法人税でやろーといったような形では進まなかったという意味では私は前進ではないかと思っております。

戦後の税制を見ますと、財源が要ると法人税を上げてきた、こういう歴史がおっしゃったようにございます。それがなかった分よかったですとおっしゃいますが、今はそれで済まないわけではございまして、先生おっしゃっているように国際競争力とか産業の空洞化という観点から見れば、なかつたからよかつたんじゃないに、こういう考え方をすべきなんだということを示す必要があるんです、税制改正の場合は、そこをお考えを伺いたいです。

○公述人(林宣嗣君) 先ほど申し上げましたように、法人所得課税の実効税率が、日本がドイツと並んで高水準にあるといったようなこと、これは非常に大きな問題だと私は思っております。したがって、今後法人所得課税の税負担率を引き下げるという方向で私は検討をしなければならぬのではないかと考えております。

○白浜一良君 どうもありがとうございます。最後に、神野先生にお伺いしたいわけですが、二つの評価をされました。地方税に真正面から取り組んだ、こういう視点と、消費税の引き上げを可能な限り抑制しようとしたと、このようにおっしゃいました。確かに、税金というのは安い方がいいんですね。高くして喜ぶ人はほとんどいないと思うんです。そういう面で、五%に抑えられたというところを評価されているんでしょうが、逆に言いましたら、私も前から見ましたら、何のための引き上げであるかということが非常に不明確だというふうに思うわけですが、

先ほどからいろいろ御論議がございますように、こういうために増税を国民にお願いする、こう言えよよくわかるんですね。それが、ぎりぎり五%に抑えられたんだということ、それならばよくわかるんですが、単に数が抑えられたかということじゃなしに、何のために抑えられたかということ、そこを説明する必要があるんですね。国民には、その辺は、先生はどのようにお考えになっていらっしゃるんですか。

○公述人(神野直彦君) 先ほど御説明したことの



て、地方がもう少し自由に地方の税率を決められるとかといったような独立性を持つということ、私はこれは地方分権にとっては非常に重要な今後の課題だろうというふうに思っております。

○有働正治君 最後に、林公述人にもう一点。

今度は、法案は二年後に見直して、最終的税率はそのときにしかわからないということになっているわけですね。この点からいいますと、憲法なり租税法主義等々から見ましていけば一種の欠陥的な法律と、内閣法制局も近年こういう法律はないとおっしゃっていましたが、この点についてどう考えられるか、簡潔で結構でございます。

○公述人(林宣嗣君) 先ほども申し上げましたように、私は非常に行政改革あるいは経済成長率等々について不明確な点がございまして、この二年の間に、国民に福祉改革あるいは増税なのかといったような選択肢をできるだけ多く示していただきまして、その中で税率を上げるのかあるいはこういった行政サービスは我慢するのかといったようなことを国民の手で決めていくという、そういう猶予期間ではないかというぐあいには思っております。

○有働正治君 どうもありがとうございます。

○西川潔君 三人の先生方、どうも御苦労さまでございます。私が最後でございまして、終わりますとお昼御飯になります。そちらの方をお楽しみにしていただきたいと思います。

私は、毎週福祉のコーナーをラジオに設けさせていただきまして、わかりやすく庶民の代弁者としてということで、きょうも潔さん、こういう公述人の先生がお越しになるんだたらこういうことを聞いてほしい。今までも先生方のいろんな御質問をお伺いいたしましたが、私もわかりやすく御質問させていただきますので、また国民がよくわかるように御答弁をいただきたいと思っております。まず、林先生にお願いいたします。

先月から入院の給食費の一部負担、これが実施されておりますが、この患者負担に対して一部の自治体が補助制度を設けたということでござい

して、国と自治体の間で、最近いろんな読み物に出ておりますが、意見の対立、こういうものを皆さん方が、特に高齢者の方、入院患者の方々が、これ潔さん、またもとへ戻ると違つかとか、地方の方では打ち切られるのと違つかとかといううなことの大変御心配をされておられる方がたくさんいらっしゃるんですけれども、これにつきまして林先生に御意見をいただけたらと思います。

○公述人(林宣嗣君) 入院の給食費に限らず、私は福祉というのは非常にこういう悩ましい問題を抱えていると思っております。

これはどういふことかと申しますと、福祉というものがかつてのようないわゆる救済政策的なものから一歩も二歩も踏み出して、かなり生活のニーズといひましようか、そういうものに合った形の福祉サービスを提供しているというのが現状だろうと思っております。そういう場合に、じゃ従来の救済サービスと違ってるとすれば、福祉を受けている方が本当に経済的に弱者かどうかということとは、これは私は一律に経済的に弱者であるといううようなことがもう言えなくなっているのではないかとこのように思うわけでありまして。

したがって、税の問題で今議論をしておるわけでありまして、税の問題で今議論をしておるわけでありまして、もう一つ重要なのは、私は行政サービスを受けたときにそれに対して一部自己負担をする、あるいは受益者負担といひましようか、そういうようなものの役割というものが今後非常に重要になってくるだろうと思っております。したがって、一律に給食費を無料にするということは、これは経済的な力を無視した形でございまして、これを一律にじゃ有料にするということも経済的な能力を無視した形であり

したがって、私はやはり応能的な、能力に応じたいわゆる受益者負担、こういうふうなもののは今後の高齢化社会あるいは福祉社会を建設する上では避けて通れないものではないか、このように理解をしております。

○西川潔君 ありがとうございます。

現場ではいろいろな御質問をいただきました、もう三十年近く私もそういう福祉の現場を回らせていただいているんですけれども、本当にお金持ちのお年寄りの方々と、本当に裕福でないというおじいさんやおばあさんともたくさんいらっしゃいます。このあたりのバランスをどういふふうにとればいいのか。ここへ来てああいふマル優の問題も見直さなければいけないといううようなことも一つテーマになっているわけです。

次に、石先生にお願いいたします。

消費税が導入されて早いものでもう六年たつわけですが、今回の税制改革審議の中でも消費税が定着したといううような表現が多いわけですね。初期のころを思い出しますと、魚屋さんや八百屋さんや、済みません細かいことと、いやもう消費税といったら私もそへ買い物に行くわといううようなことが随分報道されて、三百円持つて子供がアイスクリームを買いに行くなんといううようなニュースもよく報道されておりましたが、今は納得をしたといううのでしうか、それともならされたといった方が適切ではないかということも思うわけです。

今回、消費税率を引き上げるということになりました、改めて今までの消費税は何に使われたのか、今度また税率が上がる、一体これ上げて何に使うんだらう、そして我々にはどういふ恩恵がといったような声があります。そういうことを国会できょう聞いてきてもらいたいといううまたお便りもたくさんございまして、なかなか政府の方々にお願いしても抽象的な部分もたくさんございまして、もっとと本音でいひましようか、庶民にわかりやすいような御説明を具体的にいただけたらと思うんですけれども、お願いします。

○公述人(石弘光君) いや、教室で出る質問に比べますと圧倒的に難しい御質問をいただいております。

私もよく生協であるとか主婦の方々の集まりにお招きいただきまして消費税の御説明に伺います。いつときに比べますと随分あきらめというの

か、あるいは協力しようといううムードかわかりませんが、それなりに受けとめられていると思えます。一つは、私はやっぱり外税から内税にだんだん行ってきたところが大きな傾向だと思えますが、それはある意味でよくない、何かわけのわからないうちに納めさせられているので、家庭の主婦といひましようか、それはもうやぶさかでないで、そう言ったときには目的税ですね。目的税でやるかどうか、この辺がこれから、今回三から五になるあたりで議論は余りなかったんですが、国民的な議論としてはあろうかと思っております。

ただ、福祉目的税といひましようか、私は非常に難しいと思っております。つまり、福祉の範囲がわからないんです。だからしたがって、福祉をどこまでこれで賄いますよといううリンクが非常に難しいので、やはり私は地道にデイクアを含めまして介護という点が今後高齢化社会でどうしても個人の負担では及ばない、それに対してこういうう税源を充てるんだということを間接的な結びつきではあります。が示すということ以外に方法はないんじゃないかと思っております。

そういう意味で、お答えになっていないと思ひますが、福祉とのパッケージで消費税を引き上げるというのとは今後続くと思ひます。これは西欧諸国はそういう意味で福祉国家を築いてきたわけでありまして、ここはもうこれ以外の説明はちょっと難しいんだと思ひます。

○西川潔君 御迷惑をおかけして申しわけないような気持ちになるんですけれども、我々、私も二期目になるんですけれども、国会へ来ればもっと政治のことがよくわかるといううふうに思っております。が、ここへ来て余計わからなくなつたというのが正直なところでございます。

でもと言われてもなかなかそれがわからなくて、病院からおうちまで、また老人ホームからおうちまで、この間にたくさんの方がいるわけですから、もう少し風通しをよくしていただいて、何が福祉かということがはっきりわかるようなことをしていただかないと、本当にお世話になる方々、利用する方々がほとんどわかっていないような状態ですので、これを本心に心配をしております。最後に、神野先生にお伺いしたいんですけれども、先生の日本経済新聞の「やさしい経済学」を読ませていただいているんですが、大変難しい経済学でございます。

そこでお伺いいたします。今後地方分権といったしまして、それに見合う地方税の制度の見直しを進めていくためには、当面の課題といたしまして、お話しも出ておりましたが、国の役割と地方の役割をはっきりさせることが必要ではないかと僕は思うわけですが、この点先生はどのようにお考えになっているかという御意見を伺いして終わりたいと思います。

○公述人(神野直彦君) おっしゃるとおりでありまして、国と地方の役割をまずはっきりして、そして税を考えていくというのが筋道ですね。実は、日本は古い歴史がありまして、シャウブ勧告というのが最初に税金をつくって後で中央と地方の事務の配分をやりなさいと、こういうふう

に言ってやっていったものですが、それがなかなかうまくいかなかったという苦い歴史を持っておりまして、今議員がおっしゃったように、どこを国がやりどの事務を地方がやるのかということをはっきり決めて税制改革も行うという必要があるだろうと思います。

ただ、現在、私の資料でもお見せいたしましたけれども、地方は実際にはもうかなりの事務をやっているんですね。やっていると指示が国から行われてしまっていて、実際の住民のニーズに応じた行政ができないという欠陥があります。その点はどうかという財布の自由がないからな

んです。家庭でも財布の自由がなければ実際に自由にやらせろといってもできないわけですから、財布の自由を地方政府に与えてあげるということが、今西川先生がおっしゃったような意味で福祉を充実させていく一つの道にもなるだろうというふうに考えています。

○西川潔君 ありがとうございます。

○委員長(西田吉宏君) 以上で公述人に対する質疑は終わりました。

この際、一言お礼を申し上げます。

公述人の皆様には、長時間にわたり有益な御意見を述べをいただきましたことにありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

(拍手)

午後一時から再開することとし、これにて休憩をいたします。

午後零時四分休憩

午後一時一分開会

〔地方行政委員長岩本久人君委員長長席に着く〕

○委員長(岩本久人君) ただいまから地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会を再開いたします。

休憩前に引き続き、地方税法等の一部を改正する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律の施行等による租税収入の減少を補うための平成六年度から平成八年度までの公債の発行の特例等に関する法律案、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律案及び平成七年分所得税の特例減税のための臨時措置法案の各案につきまして、公述人の方々からそれぞれ御意見を拝聴いたします。

この際、公述人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多用のところ御出席を賜りましてまことにありがとうございます。委員を代表いたしまして心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、忌憚のない御意見を賜りまして、今後の審査の参考にしてまいりたいと存じますので、どうかよろしくお願いいたします。

次に、会議の進め方について申し上げます。

まず、お一人十五分程度で御意見を順次お述べいただきます。その後、委員の質疑にお答えいただきます。

それでは、これより順次御意見を承ります。

まず、和田公述人にお伺いいたします。和田公述人。

○公述人(和田八束君) 立教大学の和田でございます。

税制改革につきまして意見を申し上げます。

今回の税制改革は、景気対策としての減税の財源をどこに求めるかという問題と、税制調査会が主張しております直間比率の是正という課題が同時に取り上げられてきたものであります。さらには行政財政改革の推進、あるいは福祉ビジョンの確立といったような課題が同時に議論されてきたように思います。

このように多くの問題や課題が一度に取り上げられたということから、議論がいささか複雑になつてしまった感じがございまして、そのためには理念が明確であるという批判であるとか、あるいは税制改革が非常に中途半端に終わったというふうな批判もあるわけであります。

中身につきましては、改めて別にここで紹介いたしませんけれども、全体として出された税制改革案につきましては、結論からいいますと、この改正は大幅な増税であるところではないかというふうには私は考えております。それは、景気対策としての減税が先行されたということが一つあります。それから、所得税負担の緩和がある程度なされたということでもあります。それから、それに伴って直間比率の是正もわずかなでありますけれども行われたという結果が出ておりますし、それから福祉政策への配慮もなされているということでありまして、それから、地方財源に対する配慮が

なされているということも指摘できますし、消費税の税率のアップというふうな問題につきましても、五％程度で抑制されたということも一応妥当なところであるというふうな内容になるかと思っております。

しかしながら、税制のあるべき姿でありますとか将来の税制、財政のあり方といったような点になりますと、十分に示されなかったというところは大きい不満の残るところであります。

税制は、やはり国民合意ということが非常に大事なところでありまして、国民の税に対する考え方といたしまして、増税に対してはかなり批判が出るわけでありまして、しかしながら、この意見の中身というのを見てみますと、使い道をしっかりと

りしてくれと、あるいは福祉の向上なら少しの増税は構わないというふうな意見でありますとか、あるいは政府が正しくむだがないように使ってくれというふうな附帯事項をつけることが非常に多いわけでありまして、しかし、この辺が非常に大事なところでありまして、やはり使い道を明確にする、福祉のビジョンを明確にする、政府のむだを省くというふうなことは非常に具体的に出来るということが大事でありまして、これが一つの理念というふうな言われているところだろうと思っております。

幸いに、今回の改正法案では附則等で見直し規定があるというふうなことでございますので、今後この一、二年をかけた上でこういった点もひとつ見直しの対象にしたいだければ大変よろしいというふうに思うわけであります。

特に、今回の税制改革で出ていた問題といたしましては、高齢化社会における税負担のあり方という問題が大きく出ていたように思います。これから二十一世紀にかけて高齢人口が多くなり、若年層が少なくなるといふことに伴いまして、費用負担が世代間でアンバランスになるといふことは明らかであります。つまり、現役世代の税と社会保障負担が次第に高まっていく一方で、高齢世代は年金制度のもとで現役と同等あるいはそれ以



上の所得を確保し得るということになりまして、したがって現役世代の所得税負担を緩和しながら高齢世代にも消費税等での負担を求めていくという考え方はおおむね妥当なところだろうと思います。

つまり、ライフサイクルの観点からの負担と新しい福祉財源としての税制改革が位置づけられるものだろうと思います。しかし、この点が十分にお理解されていないというところは非常に残念なところだろうと思います。

また、所得税率につきましては、最高税率を国税分について五〇％以下に下げるという考え方もありましたが、改正案では税率の幅を少し広げる等の措置をとりまして、五〇％の税率にとどめたということになっております。この点もほぼ妥当だろうというふうに判断いたします。

我が国の所得税負担率は、先進諸外国に比べましてそれほど高いという実態ではありませんし、各所得階層の所得税負担率を見ても数％から十数％というところでありまして、税負担といたしましてはそれほど高い負担率であるというふうには思いませんので、今後とも所得税の持っている所得再分配効果を考えますと、余り所得税を対象にして税率を引き下げる、減税を行うということは、長期的な税制としては好ましいことではないと思うわけでありまして、つまり、所得税の再分配機能というものを損ねるというふうなことになるべく行わないことが望ましいわけでありまして、

また、所得控除につきましては、各三万円程度の引き上げになっているわけでありまして、けれども、現状からいいますと、むしろ所得控除の種類を整理する等の措置は必要であるにしても、現行の課税最低限をそれほど引き上げるという必要性はないのではないかと考えるわけでありまして、したがって、今回の所得税が景気対策としての減税と恒久減税とに分けて行われたという措置は、これもまあ妥当なところだろうというふうに思うわけでありまして、

次に、消費税についてであります。我が国の消費税はヨーロッパの付加価値税に範をとったわけでありまして、かなり不完全な形で出たという事情があるわけでありまして、つまり、この欠陥がまだ十分に是正されていないということによって、益税問題でありますとか、それから逆進性というふうな問題が常に消費税をめぐっては議論がなされるということでありまして、

消費税は、その導入以前には売上税という名前でも、いずれにいたしましても、この性格といたしまして、前段階税額控除方式の売上税という性格を持つておりまして、つまり企業あるいは事業者が納税義務者であるところの前段階税額控除という仕組みを持った事業者売上税であるということでありまして、これが消費税という名前がつき、あたかも全面的に消費者に転嫁されるというふうな前提によって説明がなされたという事情が今日まで引き続いていっているために、例えば益税というふうな問題が出ますのも、これは仕組みそのものにも問題があるにいたしまして、消費税が全面的に消費者に転嫁するという仮説が前提になっているという、ここに問題があるように思うわけでありまして、

したがって、早い機会に消費税が消費者税であるという仮説から脱却をいたしまして、本来のヨーロッパ型の付加価値税としての形を整備していく。例えば、インボイスの導入などもその一つの要件でありますけれども、こうした措置を早くとるといことが必要になってくると思っております。

次に、消費税に関連をいたしまして注目されましたのは、地方消費税の創設であったというふうに思うわけでありまして、つまり、消費税の税率のうち一％を新たに地方税としたものであります。

従来は、消費税収入の二〇％が消費増税に上乗せされておりましたが、それでは地方の自主財源ではないということで、独立の地方税とすべきという要望が実現されたということで、その

点では評価できるわけでありまして、今後の地方分権化の推進という観点から、地方財源の拡充に一つの前向きの措置であったというふうには言えるわけでありまして、

しかしながら、幾つかの問題点がやはりあるというふうな言わざるを得ないわけでありまして、一つは、今も言いました前段階税額控除方式の売上税であるという性格をより進めなければならぬというふうな立場からいいますと、地方消費税が消費と受益の関係を根拠を求めるとか、あるいは消費基準によって各県に配分するというふうなことになる、消費税がまさに消費者税であるという仮説がますます定着していくのではないかと、つまり、消費税そのものの性格と、それから地方税としての消費税との矛盾といえますか、こうしたものがむしろ明らかになってきて、そこから納税者あるいは負担者の間で問題が出てくるのではないかとという危惧を持つわけでありまして、

それからもう一つは、事業税との関連でございまして、地方消費税はもとより事業税問題として議論がなされていたわけでありまして、今回の税制改革では事業税はそのままになっているという点で、これを一体どうするのか。一番つきりするのは、事業税を廃止して、そして地方消費税を付加価値税として位置づけるということが最も明確になるわけでありまして、そうならなかったというところは、今後この問題についての議論を残すことになるのではないかとという危惧を持つわけでありまして、

それからもう一つは、第三番目になりますけれども、地方税体系として現状ではかなり複雑な体系を持つていられるわけでありまして、その中で地方消費税をどう位置づけるのかという問題が必ずしも明確ではないということでありまして、地方税は、国、府県、市町村税の各税でかなりの重複がございまして、それから性格の必ずしも明らかでない税もその中にはありますし、各種取引税等の税、古いといいますが性格的には必ずしも明確でない税も大分残っておりますので、そうした税

の重複でありますとか複雑性を是正するということが今後非常に重要になってくると思うわけでありまして、こうした課題をどうするのか。今後そうした問題については、事業税も含めて思い切った議論がなされるということが望ましいわけでありまして、

それから最後に、自主課税権というふうなものが、これが地方分権、地方自治という点からいいますと重要なわけでありまして、今回の地方消費税では、この自主課税権という問題に明確な結論が出たというふうには思えないわけでありまして、むしろ、自主課税権ということからいいますと、小売売上税とかあるいはサービス税などを中心にして法定外普通税のような形で自主課税を行うという、その幅をもう少し広げることが望ましいのではないかと、そして地方税、それから法人税、所得税というふうな基幹税につきましては、もう少し明確な配分関係で、例えば共同税のような形をとるとかいうふうな方向が望ましいのではないかとというふうに個人的には考えておりますが、いずれにせよ、そうした諸問題というのは不明確なまま残されているということは、今後議論の余地が十分にあるということだろうと思っております。

以上で終わらせていただきます。

○委員長(岩本久人君) どうもありがとうございます。

次に、松浦公述人にお願いたします。松浦公述人。

○公述人(松浦幸雄君) 高崎市長の松浦幸雄でございます。

先生方におかれましては、日ごろより地方税財政に深い御理解をいただいていることに対し感謝を申し上げます。また、今回はこのような重要な場で発言の機会を与えられ、感謝いたしているところでございます。

さて、昨年来継続されてきた税制改革の論議が結実し、成案が得られ、法案が国会で審議されていることは喜ばしいこととさせていただきます。

今回の税制改革は、二十一世紀の高齢化社会の到来を控え、国税、地方税を通じ、所得、消費、資産等の間でバランスのとれた税体系を構築することで、高齢化社会を支える費用を社会全体で負担し合うようにする仕組みを構築していくことを主眼として行われたものと理解をしております。

その意味で、個人住民税を含めた個人所得課税の軽減を行う一方、消費税の税率を引き上げるという選択は、ある意味で時代の要請に即応したものと考えており、国民もおおむね納得しているものと感じております。

消費税については、これまで各方面から指摘を受けていたいわゆる益税問題について一定の制度の見直しが行われており、国民にとってより公正な税制として受けとめられるのではないかと考えております。いわゆる消費税の逆進性の問題については、これからの高齢化社会を皆で支えるという観点に立つとき、ある程度は覚悟しなければならぬものと受けとめております。また、真に援助の必要な人については、歳出面の諸手当てもあることもあわせ考えるべきだと思います。すべての階層で満足いく税制改革の困難さを考えると、税制に対応できない分野は、他の行政分野の手当てにより対応するのが適切な考え方ではないかと感じているところでございます。

他方、今回の税制改革で特筆すべきは、地方税源の充実にも目を向けられたことでございます。従来、ともすれば税と言えば税制全体で議論されがちであり、それはそれで仕方がないといったし、また、その結果としてどうしても国税の論議が先行し、地方税は陰に隠れてしまいうらみがありませんでした。しかしながら、高齢化社会の到来ですなわち地域社会の役割の増大だということであり、その意味するところは地域住民にとって最も身近な地方団体がこれまで以上に重要な役割を担うことになるということであります。

そうした中で、時代の要請に沿うよう今回の消費課税の見直しの中で地方消費税の創設が提案されたことは、これからの地方団体の役割の増加に

見合うようその税源を充実するという政治の強い意思のあらわれであり、大きな意義があると考えています。政府税調などの議論が賛否両論併記で結論の先送りであったのに対し、よく決断していただいたものと高く評価しております。

私も、もともと商工業の出身であります。地域経済活性化ということが大きな関心事である商工会、商工会議所などの地域経済団体からは、県や市町村と地域経済団体が一体となって地域経済の活性化に取り組むことができるように地方税制も改革していただきたいという話をよく聞いているところであります。

地方消費税の創設は、これが消費に応じて税収が各県に帰属する提案だと伺っています。そうすると、各県で消費を盛んにするような努力が行政と商工団体一体として行われるようになるのではないかと想定されます。地方消費税創設により、買い物物は地元商店街でというキャンペーンがより一層熱心に行われるようになると考えております。地元、商工団体からも、この観点から今回の地方消費税創設については評価できるといふ意見を聞いているところでもあります。

また、地方団体の存立基盤は何といつても住民との結びつきであります。その結びつきのきわみは税を通しての結びつきです。地方団体がいわば使うだけの自治にとどまらず、みずからの収入はみずからの額に汗を流したということと住民と結びつくことが自治の存立基盤であると考えております。そうすることと住民のチェックがよりよく働き、地方団体としても自己規制を行うこととなります。現在、行革の議論が盛んでございすけれども、身近なところでチェックが働きやすくなるという意味で地方分権こそが行革の本筋と考へます。その意味で地方税源の充実が今後とも不可欠であると考えております。

ところで、地方団体にとっては、教育、福祉、生活基盤の整備などその遂行する仕事の性格上、より安定的な税収構造が望まれております。私どもの市にとつても法人住民税が市税の中に大きな

地位を占めており、これは平成三年度以降大きく落ち込み、現時点では対三年度比で三分の二の税収規模に落ち込んでいます。他方、事業税を初めとした都道府県の法人関係税の割合は特に高く、かねてよりその不安定性が指摘されていたところであります。市としても県とともに仕事をすることが多く、パートナーの県が景気の動向で余りぶれの大きな行政を行うことでは市の行政運営にも影響が出てくると考えます。地方消費税の導入は、その意味でも都道府県の税収の安定化に寄与するものであり、私どもからしましても意義があるものと考えております。

いずれにしても、私どもとしては、今回の税制改革は昨年六月に衆参両院でそれぞれ行われた全会一致の分権決議の趣旨を直ちに具体化していただいたものであるということで感謝をしております。また、これは地方税制にとつて本格的な間接税の導入を実現するものであり、市町村にもその二分の一が交付されることをあわせ考えると、県、市町村を通じてシャウブ税制以来の大きな地方税制改革ではないかと考えております。そして、当然のことながら、今回の税制改革が最終目的ではなく今後の地方分権の流れに沿った地方税制の見直し、地方税源のさらなる充実に向けての議論の第一歩になるであろうことを期待しております。

地方分権に関しては、分権基本法が次期通常国会にも提出される動きもあると伺っております。分権論議は総論段階の議論はもはや終わっており、これからは各論実施の段階であると考えております。ぜひそういった観点に立ってのさらなる地方税源充実の議論をお願いしたいと思っております。

他方、個人住民税についてであります。はつきり申し上げて、これだけ市の財政が苦しい中で、減税は厳しいものがあります。しかし、私どもが高崎市の経済状況を見ても景気はよ々と下げどまりという状況であり、なお回復基調にあるとは言い切れないところであります。ましてや全体の

日本経済の実情を考えた場合、当面の景気に配慮する観点から、個人住民税においても所得税と同様の措置を講ずることはやむを得ないと考えているところであります。ただし、減税先行に伴う地方債発行等については、その負担については後年度適切に措置していただくことが何としても必要であり、今回の地方財政措置はよく御配慮をいただいたものと受けとめております。

ただ、今後の地方団体が担う福祉の充実の方向を考えると、私どもでもゴールドプランをつくってみたいですが、現行の税制、財政措置だけでは十分なものができるとは到底考えられません。福祉の分野ですらに重複給付などは正に効率化を目指すべきであることは当然として、それでもなお高齢化と少子化の中で高齢化のコストを賄い得る税制をより抜本的に構築していく必要性を強く感じるところであります。改正案には見直し条項がありますが、今後さらなる幅広い検討をお願いしたいと考えております。

なお、最後となりましたが、特別地方消費税についてその存廃の議論が出ていますが、この税については、平成元年度の抜本改革において課税対象とされている消費行為と個別の地方団体の行政サービスとの間に密接な対応関係があること等から、地方の自主財源として存続し、税負担の調整を図った上で消費税と併課することとされたものであり、都道府県にとつて重要な税収となつてい

るのみならず、市町村への交付金制度などもあり、温泉所在市町村にとつては大きな意味を持つものであります。

私どもの群馬県でも、伊香保、草津、水上などの一大温泉地を抱えておりますが、大きな関心事となつております。こうした点も踏まえるとき、何らかの代替税源の検討もなしに単に廃止という議論が行われるようなことについては、我々としても慎重な立場をとらざるを得ないところであり、今後地方財政の立場も御賢察の上、地方消費税の実施時までには幅広い視点からよろしく御検討いただきたいと思います。

今回の税制改正について、法案審議の上速やかに御決意いただき、安定した地方税制の構築にも資することになるよう期待をいたしまして、私の発言とさせていただきます。

どうもありがとうございます。委員長(若木久人君) どうもありがとうございます。

次に、関本公述人にお願いたします。関本公述人。

○公述人(関本秀治君) 私は、消費税をなくす全国会の常任世話人をしております税理士の関本であります。

本日は、税制改革関連法案を審議しておられる当連合審査会の公聴会に公述人として意見を述べ機会を与えていただき、深く感謝しております。

私も消費税をなくす会は、消費税が導入された翌年の一九九〇年六月に発足してほぼ四年半を経過しておりますが、消費税を廃止したいという願いを持つ人々で結成された個人加盟の全国的な運動体でございます。消費税廃止のために草の根からの運動を粘り強く続けてまいりましたが、現在、全国の各都道府県にいくまなく会が結成され、さらに地域、職場、学園などにも統々と会が結成されつつあります。特に、村山内閣が公約違反の消費税増税を公表して以来、会員数は急速に増加しております。現在、全国で四十六万人を超えまして百万人を目標に頑張っているところであります。

このことは、消費税に反対する国民の願いがいかに切実であるかということの反映であると思っております。現に、最近の新聞社やテレビ局のどの世論調査の結果をとってみても、消費税廃止、消費税率の引き上げ反対の意見が七割から八割に達しております。これは公約違反に対する国民の怒りの強さと広がり深さを示しているものと言えらるものであります。

本日の公聴会では、私は少数派のように見えすけれども、このような国民世論の実態を踏まえ

まして、圧倒的多数の国民の声を代表して今回の税制改革関連法案に反対の意見を申し上げるものであります。

願いますと、ちょうど五年前、本院におきまして消費税廃止関連法案が可決された国会におきまして、私は本院の税制特別委員会で見聞を述べた機会を与えていただきました。八九年の参院選は消費税導入直後の最初の国政選挙でありました。

当時はすべての野党の皆さんが消費税廃止を公約に掲げ、特に社会党はそれによって地すべりの勝利をおさめまして参議院における与野党逆転が実現したのであります。この選挙の結果を受けて、本院では消費税廃止法案が可決されたわけでありました。私も消費税導入反対運動を続けてまいりました者の一人として、この決議に深く敬意を表している次第であります。

あの八九年の参院選での消費税廃止の公約は、昨年の総選挙における公約と同様、現在もなお生き続けているわけでありまして。選挙公約を守るといふことは議会制民主主義の基本問題であり、政党政治家の生命でもあります。有権者の一人としてこのことを強く訴えておきたいと思っております。私も取り巻く条件はあの当時と基本的には変わっておりません。消費税の持つ反国民的な本質も全く変わっておりません。したがって、税制改革関連法案につきまして十分な御審議をいただきたいならば、当然五年前の本院における決議と同一の結論に達するのが筋ではなからうかと考える次第であります。

次に、税制改革関連法案の内容について意見を申し述べさせていただきます。

まず、消費税の税率の引き上げと仕組みの改定による増税であります。十月四日に発表されました九三年度決算ベースによる試算によりまして、増収は五兆九百四十億円。恒久的な制度減税は、所得税、住民税合計で三兆四千五百三十億円でありまして、恒久的な増収は九三年の税収規模で一兆六千四百十億円に達します。消費税増収が実施される九七年度以降になりますと、たとえ

その一部が福祉に回されたとしても、この差し引き増収額は二兆円にも達する大増税となります。したがって、これは減税に名をかりた大増税法案であると言わざるを得ません。

また、消費税率の引き上げにつきましては、九六年九月末までに見直しをすることになっております。地方消費税を含めて五％というのは仮の姿でありまして、九七年四月の実施時期に実際に何％に引き上げられるのかについては最終的に決定されているわけではございません。このような見直し事項をあらかじめ設けること自体、法安定性、予測可能性を求める租税法主義の要請に反する憲法違反の疑いが強いものと言わなければなりません。消費税は、一たん税率引き上げに踏み出したならばとめどない大増税路線を突き進む危険をはらんだものであるという点に注意を喚起しておきたいと思っております。

例えば、最近改定された新公共投資十カ年計画で最低四％、アメリカの対日要求であります国際貢献財源で五％、減税財源、国債償還財源等で四％などなど、現行の三％にこれらを加えただけでも消費税率は軽く一五％を超えるわけであります。

税率を一〇％台に乗せたいという財界や政界首脳の方々の発言も、このように検討してまいりまして決して根拠のないものではないと申し上げます。単純計算で申しますと、消費税率一〇％で国民一人当たり消費税負担額は年二十万円、一五％ですと三十万円となります。夫婦二人の標準的な世帯では年百二十万円の消費税負担、毎月十万円の消費税を負担させられるという計算になります。これはもう景気対策どころの話ではなく、国民経済、国民生活を根本から破壊するものであると言わざるを得ないのであります。

第二に、減税の内容について申し上げます。大蔵省でも本委員会において増減税の試算を発表し、四人家族の平均的な給与所得者であれば、年収八百万円未満の世帯については消費税の増収が所得減税を上回ることを認めております。つま

り、大蔵省の試算によりましても年収八百万円以上の世帯でない減税の恩恵に浴することができないという内容であります。年収八百万円未満の給与所得者は、国税庁の最新の統計によりまして全給与所得者の八九・四％に達しております。その限りで申し上げますと、国民の割程度の人たちに対する金持ち減税であると言えるわけであります。

しかし、さらに重要なことは、さきに成立しました厚生年金保険法の改正によりまして社会保険料負担が大幅に増大することも考慮しなければならぬという点であります。社会保険料の負担増は、所得課税の場合当然所得控除ということになりますので、現在の税負担と消費税増税後の税負担を比較する場合、皮肉なことに減税額が大きく表示されるという結果になります。

通常、国民負担率という場合には、税負担だけではなく社会保険料の負担も合わせたところで比較するのが常識であります。私も今回の税制改革案並びに厚生年金保険法の改正を考慮して、消費税を二％アップした場合の増減税の試算を行っております。そうしますと、税金だけの増減で確認に大蔵省の言うところの年収八百万円以上のところで減税効果が出てくるわけでありまして、社会保険料の負担増を加味して比較してみますと、年収千二百万円以上でない減税効果が出てまいりません。年収千二百万円以上の数は、割合で言いますと三％未満にすぎません。加えて、最高税率の適用所得金額を二千万円から一挙に三千万円に引き上げるといふことになりましたので、今回の税制改革関連法案は、単に中堅所得階層の負担緩和になり得ないというだけではなく、まさに一握りの大金持ちのための減税であると言わざるを得ないものであります。

第三に、消費税はあらゆる消費に一律に課税されるものでありますから、所得減税の恩恵に全くあずかれない低所得階層の方々、年金生活者などは消費税の負担だけが一方的に強要されることになりまして、老齢福祉年金受給者や寝たきり老人に

対して一万円または三万円の一時金を支給したとしても、消費税の増税分をカバーすることは到底できるものではないと見做されています。消費税の増税は一先つきまとうものではないと見做されています。

第四に、課税最低限について一言申し上げます。

今回の改正で、基礎控除などの基本的諸控除は所得税で三万円、住民税で二万円ずつ引き上げられまして、夫婦子供二人の四人世帯で所得税で二百五十万円、住民税で百七十三万円となります。税調答申では、日本の課税最低限は国際的にも最高の水準にある、このように申し上げておられます。消費税の増税に見合う程度の調整でよいというふうに出ておられますけれども、今回の改正案はまさにそのとおり内容となっております。しかし、この議論には大変なごまかしがあることを指摘しておきたいと思ひます。

大蔵省は、我が国の課税最低限を基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの基本的諸控除の合計額ではなく、給与所得控除や社会保険料控除をする前の給与の収入金額と比較しております。しかし、基本的諸控除だけで比較するのが本来の筋であります。また、国際比較をする場合は、異常円高のもとにおける為替レートによってではなく、購買力平価で比較すべきであります。そうすれば日本が二百五十万円となるのに対して、フランス約四百四十万円、ドイツ約三百八十九万円、アメリカ約三百二十六万円などとなりまして、日本の課税最低限が国際的に見ましてもいかに低いかが明らかになるわけでありまして、したがって、基本的諸控除の引き上げによって課税最低限を大幅に引き上げることが依然として当面の最も重要な課題であると言わなければなりません。

五番目に指摘しておきたいのは、消費税の中小事業者に対する特例措置の圧縮の問題であります。

消費税は、たとえ中小事業者が消費税の転嫁ができない場合であっても売り値の中には消費税が含まれているという仕組みになっております。

で、簡易課税や境界控除の制度によって中小事業者の懐には益税が転がり込むという前提で宣伝がなされております。

しかし、この議論は消費税の転嫁が完全に行われるという前提があつて初めて成り立つものであるけれども、中小企業の実態はそれほど甘いものではないと見做されています。そのことは、その経理を預かっている私ども税理士が一番よく知っております。長引く不況や親企業の下請たきなどによりまして、中小事業者は消費税の転嫁ができないだけではなく次々と廃業や倒産に追い込まれているのが実情であります。保護、育成されるべきであります。中小事業者が、制度の公平性の名のもとに加速度的に切り捨てられていくことになるであろうということは確実であります。したがって、中小事業者の特例の圧縮には絶対に同意できません。

最後に、地方消費税の導入について一言述べさせていただきます。

地方消費税につきましては、政府税調におきましてもこれまでたびたび議論されてきたことが、ついに結論を得るに至らず今後の検討課題とされていたものであります。新税の創設については、政府税調はもとより、広く国民的な議論を尽くした上で決定されるべきものであるにもかかわらず、全くその手続が踏まれておりません。

内容的に見ましても、消費税を課税標準とするものでありますから、申告や徴税もすべて国が取り扱うこととなっております。その本質は地方譲与税以外の何物でもございません。本来の地方公共団体の自主財源とは到底言えないものであります。これは地方自治の本旨にも反するものでありますから、地方税法等の一部を改正する法律案についても強く反対するものであります。

以上で公述を終わります。

○委員長(岩本久人君) どうもありがとうございます。以上で公述人各位の御意見の陳述は終わりました。

それでは、これより公述人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○鎌田要人君 公述人の先生方に厚く御礼を申し上げます。私どもの審議の大変参考になる貴重な御意見を、貴重な時間をお使いいただいた御開陳をいただきましてありがとうございます。

さて、私は、今日の公聴会における質問事項を専ら松浦市長さんに限りましてお伺いいたします。なお、関連しまして和田先生にもお教えをいただきたいと思います。

まず、質問の第一点でございますが、我が国はあくまで資本主義国家として世界史に登場してまいりました。そのために中央集権的な政治、経済等の体制もとの運営を余儀なくされた、これらはやはり厳然たる歴史的な事実だろうと思つておられます。ただ、そういうことで百二十年余りやってまいりましたが、そのかいありまして我が国は押しも押されぬ先進国として、今までアメリカなり西欧の歴史を学んでおられたのがこれから歴史を創造していくべき日本国という輝かしい地位に到達したことを認めざるを得ないわけでございます。

そういう中で、我が国におきましては、今後の大きな課題といたしまして国と地方との役割の分担を見直すという問題が出てまいっております。地方制度調査会におきましても、あるいは内閣に設けられました会議におきましても、国は専らその存立に必要な事務、あるいは国内の民間活動や地方自治に関連しまして全国的に統一されていることが望ましい基本ルールの制定、あるいは全国的な規模、視点に基づいて行われることが必要とされる施策、事業等、こういふものに限定をします。それで、地方におきましては、いわゆる民生安定等の内政の大部分の仕事を地方自治体が処理をすることが望ましいと、こういうことが総論的には国民の間にあつたやうなものかなというところを含めまして合意ができてつづつあるように思ひます。

その観点からいたしまして、またそれと関連いたしまして、国から地方に対する財源の充実というところもこれは当然のことながら必要となつておるわけでございますが、この間の事情につきましまして松浦市長さん、どのようにお考えでございますか、まずお伺いをいたしたいのでございます。

○公述人(松浦幸雄君) 鎌田先生の地方分権のお考えに心から御賛同を申し上げます。

御意見のように、これから地域の実情に応じた個性ある町づくりを私どもはしていかなければならないと思つております。そうした点で、肝に銘じてその点を努力してまいり所存でございます。

そのためには先立つものは財源でございます。国と県そして市町村、それぞれの役割を明確にしたいので、それに応じた税源配分をきちんとしたいので、それが肝要であらうというふうにおもつていただいております。先生にはこの点十分御理解をいただいておりますが、今後ともよろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

○鎌田要人君 今次改正の目玉の一つは、地方消費税の創設であることは明らかでございます。

これまでも福祉行政は地方自治体が専ら主管してまいりました。そういうことで地方消費税の創設は当然のことという考え方もございます。ましてや、将来の福祉社会建設のための税制改革であるとうたい、地方分権の推進を図っていく上では必要不可欠の制度改革であるというところを考えると、このことは当然のことだと思つていただいております。ただ、この法文上、譲渡税の徴収を当分の間という限定つきながら国が消費税の徴収とあわせて行うこと、及び各県同士でせつかく徴収しましたこの徴収税額の清算をしなければならぬことなどからその事務処理が複雑だと、こういうことを心配する声も聞こえてまいるわけでございます。この点につきましまして和田先生の御意見を伺ひたいと思ひます。

○公述人(和田八東君) 今お尋ねのありましたところが一番難しいところでございまして、私が先ほど公述の中で最後に何点か申し上げたわけですけれども、結局のところ、地方消費税なるものをどう認識するのか、いかなる税として把握するのかということになるのだらうと思うのです。

地方消費税を税財源として地方財源の拡充という、こういう観点からいいますと、私は二十世紀は明らかに地方分権の時代でありまして、その分権への流れというものが近年非常に具体化してきたということは心から喜んでるわけなんです。その受け皿としての地方財源の拡充という点ではこの地方消費税というものを評価するわけなんですけれども、一体どういう税なのか。つまり、地方消費税というものは消費にかかってくるのだ、消費者が負担するんだと。消費というのは各地域に大体普遍的にある、そして、それは地方行政と受益関係があるんだと。

こういう一つのとらえ方というものがあつたわけなんですけれども、そうではないとらえ方としては、先ほど言いましたように、もう一つ、地方消費税というのは名前が消費税となつていて、ちよつとまずいんですけれども、やはり売上税であり事業者税である、こういうとらえ方もできるわけなんです。つまり、付加価値税であるというとらえ方もできるわけでありまして、また実際の転嫁、帰着関係というの、事業者とそれから最終消費者とは、どの割合かわかりませんけれども分かち合っているということでありまして、全面的に消費者だけが負担するというふうなものではないということから考えますと、むしろ付加価値標準で、つまり配分するにいたしまして、県民所得でありますとかあるいはそういったような付加価値、そういったものがむしろ将来にとってはいいんじゃないかという考え方が私としてはあつたわけでありまして。

つまり、二つの考え方が対立してまして、そこるところがまだ十分に決着がついてないのに、ある立場で消費税の徴収、配分ということを決め

てしまうというところは、ちよつと問題が残るんじゃないかという懸念をどうしても抱くというところでございまして。

○公述人(松浦幸雄君) 大変御心配をいたいただいてありがとうございます。

私もとしては、それほどの負担とは思われない、余り心配はしておられないわけでございます。

○鎌田要人君 今の和田先生の疑問としておられるところは、私も実によくわかります。ただ、税として、この税はやはり国税と地方税と分け合う税という形で、どういふふうにして無理なくやっていくかということに重点が置かれてると私は理解しております。

それからもう一つ、和田先生のお話にありました付加価値税の問題、実は私は、事業税を付加価値税の方に持っていくべきだという考え方でおりますことを御参考までに申し上げておきたいと思ひます。

次に、この「消費課税に代えて消費に広く負担を求める地方消費税を創設することにより地方税源の充実を図ること」といふのが今度の税制改革の目的でございますが、これにつきましても、他面、消費課税によつても地方税源の充実が図れるんじゃないかという意見があるのでございしますが、この点について松浦さん、どうお考えでございましょうか、お伺いいたします。

○公述人(松浦幸雄君) 地方消費税につきましても、私も地方自治体としてはかねてから地方分権を強く叫んでいた関係もございまして、この地方消費税の創設というところは、もうもろ手を挙げて賛成でありますし、皆様方の御理解に深く感謝をしております。ただ、消費課税と税につきましても、国からのこれは交付金であり、地方消費税というものは地方に帰属する独立税だといふふうには私は認識をしております。

そうした点で、地方消費税は消費課税とは異なるものだといふふうに認識をしております、大変うれしいことだといふふうに思っております。

す。

○鎌田要人君 全く同感でございます。次にお伺いをしたいのでございしますが、我が国の場合、何遍も申し上げますように、地方分権はまさに時代の趨勢として強く要請され、その方向で地方制度の改革を行うべきことが大方の世論でございしますが、そのような議論の中で地方消費税の導入が行われるわけでございますので、まさしく時代の要請と考えられます。

ただ、その中で、これも松浦公述人の御高見をお伺いしたいのでありますが、地方消費税の収入額から国に対して支払われるべき徴収取扱費を差し引いたネット収入額の二分の一相当額を市町村の収入とする措置が講ぜられておるのでございしますが、この二分の一という額は多過ぎるか、少な過ぎるか、妥当な額か、その辺のところの御感触も松浦公述人にお伺いしたいのでございします。

○公述人(松浦幸雄君) 地方消費税交付金の創設というものは、先ほどもお答え申し上げましたけれども、私も市町村の立場を十分理解をさせていただいたと深く感謝をしております。

ただ、今試算をさせていただいておりますけれども、住民税の減税分と地方消費税というものが創設されているわけでございますけれども、今減税額を見ますと、都道府県一に対して市町村四という割合で市町村の減税額が多くなっているわけでございます。そういう点をぜひ御配慮いただいて今後御検討いただければと、そうしたことを考えております。ですから、二分の一必ずしも私は多いと思っております。もう少し私どもとしてはいただきたいというのが本音でございます。

○鎌田要人君 最後に、個人住民税の問題でございしますが、これも松浦さんにお伺いしたいのでございします。

個人住民税の今度の改正の主眼点は、中堅所得者層を中心とします税負担の累増感を緩和するために所得割の税率適用区分についてそれぞれ改正

を加えたわけでございますが、この場合、所得割の課税最低限、この問題がございします。

先ほど公述人の、これは関本さんに対するお尋ねでございますのでお答えは要りませんが、関本さんの御意見では、外国に比べて我が国の最低限は必ずしも高くないんだというお考えもございましたが、これは統計のとり方によるのだらうと思ひますし、また、そのほかの事情も考えなきゃいけません。私も課税最低限はもはやかなり高額に達しているんじゃないかと思ひます。私には、この点についてどう考えられますか。私は、実は率直に申し上げて課税最低限は今度はいじる必要がなかったんではなからうかというところまで考えておるのでございしますが、その点について率直な御意見をお伺いしたいと思ひます。

○公述人(松浦幸雄君) 住民税の基本的な考え方として、住民の方々に広く薄く応分の御負担をいただく、そして市の行政に参画をしていただくの、一番望ましい姿だといふふうに考えております。そのような観点に立ちますと、課税最低限についても生活保護基準等の考え方によることはやむを得ないと考えているのでございしますけれども、できる限り住民税の基本的な考え方によって改正をしていただくという考えでございします。どうぞよろしくお願ひします。

○鎌田要人君 どうも失礼いたしました。

○岩崎昭弥君 三人の公述の先生方、大変御苦労さまでございします。

私は、社会党所属でございしますので、まず最初に、午前この会でも指摘になりましたが、消費税のアップは社会党が参加してある現内閣では公約違反じゃないかと、こういう御指摘がございました。

そこで、実は御承知のように、現内閣は自民、社会、さきがけ三党の連立内閣でございします。しかもまた、内閣は前政権からの政策をずっと継承しているわけでございますのでこれは当然でありますし、また消費税が創設されたところからい

すと、あれからバブルが起きましたして日本経済に大変な変化が起きました。だから、税制というものは社会変化にも対応し得る税制というものが当然大事じゃないかというふうに思っているわけでございます。

加えて、少子・高齢化社会の到来は御承知のとおりでございますし、また、今もお話がありましたがように地方分権の時代に入ろうとしております。これは今、社会的といえますか政治、行政上の大きなテーマになりつつありまして、私どもぜひ実現をしたいという考えを持っているわけですが、こういう状況の中で今度の税制改革の中で消費税の見直しが行われました。

これについて、和田先生と松浦市長さんに御感想を承りたいと思うんです。

○公述人(和田八東君) 公約違反ではないかというところは巷間非常に言われておりまして、そういう評価も十分に成り立つというふうに私も思っております。

つい最近まで廃止あるいはアップは認めないというところは非常に明確に出されていたわけでありまして、そういうふうな受け取られてもいたし方ありませんし、その前に、現在消費税に対しては非常に国民的アレルギーが強く残っておるわけでありまして、こういうアレルギーをつくり出し広げたのは社会党でありますので、社会党の責任というものはこれは非常に大きいと認めなければならぬのではないかとこのように私は思っております。

しかし、参議院の選挙、そして廃止法案の実現、それからその後の衆議院の総選挙、そこでの廃止法案の否決といえますか廃案といえますか、そうした一連の流れの中で政治的には既に決着がついた問題である。決着はついていたが決着がついた後けじめをきちんとなかったというところは、私は社会党はもう少し早くけじめをこの点についてつけるべきであったというふうに思うわけでありまして、消費税につきましては成立

するときに七つの懸念、九つの懸念というふうないろいろな懸念が出されましたけれども、一つ一つを見てみますと大体クリアしてそれは懸念が出ていなくて、社会的、経済的にあるいは税制の上でももう定着をしたというふうに思っておりますので、その点も世間に向かって社会党は明確に出すべきであったというふうに思っております。そして、タイミングとしてちょっとおくれたというふうなふうに思っております。

消費税については、今後の福祉社会を担うものとして、それからまた将来の税制のあり方として未来志向的に一つ新しい政策として打ち出すというところが必要なのであつて、どうもその辺のめり張りが私はいささか不足しているような感じがいたしますので、その辺をお願いしたいというふうに思っています。

○公述人(松浦幸雄君) 消費税につきましては、私も税調委員をやらせていただいております関係でこの四月から参画をさせていただいておりますけれども、その政府税調の中でも既に私が入ったときには消費税は定着をしているんだという認識の上に立つて今回の消費税の論議をさせていただいた経過がございます。

そうしたことで、私どもとしてはそうした違和感を持っておりませんし、私どもの議会においても社会党の議員の皆様方は十分御理解をいただけて賛成をいただいているところでございまして、私としては余り違和感を持っておりません。

○岩崎昭弥君 次に、地方消費税についてお尋ねしたいと思うんですが、今度は新たに地方消費税が創設されるということになりそうでありまして、そこで、私もこれは歓迎すべきことだと思っております。お尋ねですが、実は府県税というものは大変安定性のない不安定な税制であるというふうに思っております。これは、ついここへ来る前に自治省の資料をいただいたんですが、府県の法人関係税収の割合をちょっと見ますと、例えば昭和六十三年ですと四八・七％を占めております。それから、平成元年は五〇・七％を占めておるんですが、バブルのと

きの平成四年を見ますと四二％に落ち込んでおるわけです。

これは税収入が変わりますとどういうことが府県で起こっておるかといえますと、例えば私の出身県で言いますと、知事さんの性格にもよりますが、金のある間に十分金をためておいて、そして不況に備えるということがあるんです。ところが、そうすると必要なインフラ整備だとか社会資本の投資がおくれるわけですね。それがまた後々の県行政に影響を及ぼしてくるんです。

そういうことがありますので、できるだけ普遍的な府県税というのが必要なのでございまして、そういう意味で私は今度の地方消費税というものを評価するんですが、これについて和田先生と松浦市長さんにお尋ねしたいと思うんです。

○公述人(和田八東君) 今の、不安定性というのは事実でございまして。特に、都市あるいは大都市財政におきましては大変さういふ変動が大きいわけですし、特にバブルのときとその後とを比較しますとかなりの変動があるわけでありまして、これをどういうふうに見てどういふふうに対策をとるかというのはいろいろありまして、一番大きな原因は事業税である、これは所得標準による事業税であるというところに問題があるわけでありまして、それを外形標準による事業税に改めるというのとはそこから来ておまして、それへのアプローチとして今回の地方消費税という一つの結論が出たわけでありまして、その性格の十分さといえますか、あるいは問題性というのは私が先ほど申し上げたところであります。

したがって、これで決着がついたということではなくて、なお所得課税としての事業税それから法人住民税という所得課税のところが多いというのは今後も不安定要因を残すということでありまして、不安定であれば税が悪いのかといえますと必ずしもそうではなくて、これは伸長性といえますか増収性もあるわけでありまして、そのときに基金等を活用して財政運営でもってこれをならすという方策もあるわけでありまして、税

制だけでこれを是正するというのが非常に難しいところもある、こういうふうに思います。

○公述人(松浦幸雄君) 先生がよく御承知のとおり、地方分権が大きな政策課題となっております今日、地方税源の充実が必要であり、個人住民税が減税される場合にはその補てんは地方独立税源によるべきであり、また安定的でかつ全体としてバランスのよい税制を実現する観点から地方税源としての消費課税を導入していくことは、そうした意味で地方消費税というのには非常に私どもにとってもありがたい税であり、今後こうあるべきだというふうにかねてから思っておりますので、賛成でございまして。

○岩崎昭弥君 次に、直接今度の税制には関係なかったんですが、将来問題になるかもしれないのでお尋ねするんですが、市の段階で事業所税というのがあるんです。

簡単に言いますと、これは昭和五十年にできた税制でございまして、人口が三十万以上の都市に一平米六百元の事業所税がかかるんですが、私の県でもかかるのとことかからぬところとが歴然としておるわけですが、かかるところは中小企業が多くて、かからないところは大企業が多いですね。それで大変な不公平が出ておる。また、今は地方でも大変な工業団地、流通団地等ができていますので、これを全国的に見てみますと、事業所税というのは、ある事業者が来る、そうするとそれなりに都市は一定の投資をさせられる、環境の整備もしなければならぬというふうなことで創設された税だと思っております。

だから、これについては、いっそかけるなら全国的に課税したらいいじゃないか、あるいは都市で嫌だと言わずなら選択制にしたらどうだ、こういう考え方を私は持っています。三通りあると思うんですが、これに対してちょっと参考までに和田先生と松浦市長さんにお尋ねしたいと思うんです。

○公述人(和田八東君) 事業所税なんですけれども、これはちょっと導入の年次は失念いたしましたし



たが四十年代か四十年代の末ごろなんですが、もともと俗に追い出し税、こういう名前を提案をされました。つまり、大都市地域に工場、事業所が集まると過密になる、したがって過密になったところで事業所に外形で課税をすることによって出ていってもらうということでありまして、先ほどおっしゃったように、工場とか何かによそに行ったというのはこれはもう税としては成功しているということでありまして。

したがって、その税の目的からいいますと三十万まで落とされたというのはちょっと間違っているんで、せいぜい五十万ぐらいで非常な過密のところにかけて、そして過疎のところに出ていってもらうという、こういう政策的課税でありまして、それがちょっと緩和されて今日に至ってそれで目的税というふうなことになるようになっていくわけなんです。だんだん税の最初の性格からすると逸脱したところがないわけではないので、私はもう一度その辺で見直して、できれば外形的事業税といえますか、こういうふうなものとして、そして都市課税というところで位置づけるといふようにして性格をその辺でつきりさせた方がいいんじゃないかという感じを持っております。

○公述人(松浦幸雄君) 私ども高崎市は人口二十四万でございますので、その税はございせん。ただ、全国に約七十団体あるそうでございますが、市長会としてはそれに対応してないわけでございます。よろしく願いたします。

○岩崎昭弥君 それでは、地方消費税にも反対だとおっしゃった公述人にお尋ねします。先ほど、府県段階の税収は法人税に依拠するところでは四五%から五〇%の範囲内である、こう言いましたですが、そういう不安定な税収要件のところがあるわけですか。そういうところからいって地方消費税というのは大変平準化されたものでありたいわけですが、そういう観点からいって公述人はどういう感想を持っていられるでしょうか。

○公述人(関本秀治君) お答えいたします。

私は、地方税につきましても国税と同様、国税は応能原則、地方税は応益原則、これが一般に言われているところでありますけれども、原則として課税は負担の公平というのが大前提でございますから、あくまでも人税化して応能原則でいくのが筋ではないか、このように考えているわけですが、

ところが、地方消費税は、消費税の持つ性格をそのまま地方税に反映させるという点でまさに逆進性の強い税制でありますから、十分な議論なしに地方消費税をいきなり導入するということについては全く消費税に反対するのと同じ理由で反対せざるを得ない、こういうふうに申し上げているわけでございます。

○岩崎昭弥君 時間でございますので終わりますが、三人の先生方、大変ありがとうございました。

○直嶋正行君 どうも本日はお忙しい中、ありがとうございました。

私の方からも、時間が限られておりますが、幾つか御質問させていただきたいと思っております。まず最初に、和田公述人にお尋ねしたいと思いますが、先ほど、今回の税制改正についてお話しになった中で、税の改正そのものは別にしまして、今後、税の使い道であるとかあるいは福祉ビジョンであるとか、行政のむだを除く、こういう点について具体的に検討すべきである、こういうふうにおっしゃいました。

その関連で、御承知のとおり、例えばアメリカのクリントン行革を見ますと、五カ年計画をつくりまして、五年間で歳出を二千四百十億ドル削減するとか連邦職員の一・二%の二十五万人の削減に取り組むというふうな計画を出しておりますし、また、現在イギリスでも行革案を発表されまして、その中にも職員の削減等具体的な数値を掲げております。

日本の場合、それと比較しますと、行政改革についていろいろとさまざまな角度から議論はされるのでありますが、残念ながらこれまでこういう

具体的な、最近の言葉で言えば数値目標を出して取り組むことはできませんでした。私は、これは大いにアメリカやイギリスのやり方は参考になるのではないかと、あるいは日本もこういう形で総合的計画をつくるべきではないか、このように思っているものであります。和田先生の御見解を賜りたいと思っております。

○公述人(和田八束君) まさにそういうことだろうと思っております。

最初にも申し上げたわけですが、税制についてはやはり国民的な議論というものができるといいますか、こういうものがだんだんできてまいりまして、かつての一方に一方的に税に対して犠牲を払うとか政府に取られるといいますが、こういうふうな意識ではなくて、必要なものは負担しましょう、有効な使い道ならば少々負担率が高くなっても構わないという、こういう理解の基盤というのにはできてきたと思うんですね。

それに対してどのように政府なり行政の方で対応してレスポンスしていくのかということが大変大事なわけでありまして、具体的にこれだけ削ったからそれはこへ使ったんだというふうなことでありますとか、予算につきましては従来のような非常に難しい形で示すというふうなことで、もう少し具体的にこういうところに使われているんだということがよくわかるような予算のあり方とか、それから、財政の実態にいたしましては本当に金がない、非常に大変だ、苦しいという実態もあるんですけれども、一方では必ずしもそうではない、財政的に余裕のあるところも、特別会計とかあるいは財政投融資とか財政全体から見ますとそういうところがあるわけで、実はよくわからない、専門家でもわからないわけでありまして、もう少し少しやっぱり国民に対してそういう情報を開示していくという努力が具体的には行われるべきであらうということに非常に強く感じます。

○直嶋正行君 続きまして、松浦公述人にお伺いしたいのでありますが、今申し上げた行革の視点に立って、例えば今、地方分権が盛んに言われて

います。私は、地方分権は非常に重要なことで、市長おっしゃったとおり、基本的なところだといふふうに思うわけですが、一つお伺いしたいのは、行政改革という視点に立ったときに、県と市町村の役割分担も含めて御見解が承れば、と、このように思うわけですが、いかがでございますでしょうか。

○公述人(松浦幸雄君) 大変難しい問題提起でございます。私どもとしては市町村段階、いわゆる国民、市民に対して一番密接に結びついていいるのは我々市町村であるといふふうに思っております。その中間に立っているいろいろと御指導いただいているのが県でございます、その関係については私どもは親と子の関係だ、兄弟のような関係だといふふうに表現をしております。

今の行革の問題につきましては、私ども税調の中でも、この消費税のパーセンテージのアップにつきましては初めに行革がなくちゃいけないんだというところを、加藤会長を始め、強く国に、御当局に対して申し上げている関係もございまして。そういう点で、行革があつて初めて増税というものがあつて、行革があつて初めて増税というものがあつて、行革を進めてまいりたいというふうに思っております。どうぞよろしく願いたします。

○直嶋正行君 もう一点市長にお伺いしたいのであります。

今行革のお話でしたが、もう一つ、今回の税制改正の特徴は地方消費税が入つて地方の財源に配慮した。私は地方の財源強化というのは今後必要なことだと、このように思っております。ただ、今回の税制改正そのものをバランスシート、国のレベルで見ますと、どうも私の見た感じでは、実際には財源的に見ますと、三・五兆円の所得減税、制度減税と、それからいわゆるつなぎ国債の償還と、この消費税の税率五%ではほとんどに近づくんじゃないかなと。

一方で、今、例えば地方で老人保健福祉計画を策定されて、いわゆるゴールドプランに基づいておやりになっているわけですが、それ

降、構想としてございます。ニューゴールドプランとかあるいはエンゼルプラン構想、こういうものを考えますと、とてもこの税制改革の内容では乗り切れない。したがって、言葉は少し違うかと思いますが、構想自体が既に破綻を来したんじゃないか、そういう意味で言いますと、このように思っているわけでありまして。

今後、特に福祉というのは地方とりわけ地域社会が中心になるわけですが、そういう福祉の面から見て今回の税制改正をどのようににらみになりますか。

○公述人(松浦幸雄君) 先生がおっしゃるとおりでございます。福祉の問題を一つ取り上げまして、今、新しいゴールドプラン、私どもの市におきましても十年間で二百五十九億円が新しい政策の中で必要だという計算がされておるわけでございまして、私ども地方自治体にとっては大変な負担になるわけでございます。

そうした意味で、先生おっしゃるとおり三・五兆円、それに見合うものとして二％消費税をアッブされて、一％が地方消費税だということでございますけれども、地方消費税そのものだけでは私はそれを埋め切れないものだというふうに思っております。私ども地方自治体にとりましても、平成十一年までのゴールドプランの実施、これは計画は立ったものの財源の面で非常に不安に思っているのが実情でございます。

○直嶋正行君 今の議論も踏まえて和田先生にお尋ねしたいのでありますが、そういうことを行革の問題も含めて見ますと、どうもやはり今回の税制改正案は問題を少し先送りしてとりあえず増減税のバランスをとった、こういうふうに見えてしようにないわけでございます。そういう視点について御意見を伺いたいということが一点。

先ほどのお話の中で、今後の所得税について、これは税の話でございますが、その中で、いわゆる所得控除等を整理する必要があるというふうにお触れになりました。あわせて、現在例えば納番制の導入を含めて総合課税化ということがか

なり論議されております。ただ、この総合課税化に関しては、一方では、例えば利子とか配当所得というのは既に一度所得段階で税を払っているの、今の分離課税でいいのだ、こういう御意見もあるようにございますが、この点について和田先生はどのような見解をお持ちでございますでしょうか。

○公述人(和田八束君) かなり中長期的な課題といえますが問題というふうなこともお尋ねのようでございまして、中長期的にはちょっととも私具体的に申し上げる時間も余りないわけでありまして、けれども、福祉ビジョンとか将来の国民負担率とか、それから例えば直間比率というふうなことも含めた税の基本的なあり方とか、そういうことは今後十分に議論をすべきものであつて、今回の税制改革とはいふんですけれども、前回の改革の続きなのか、あるいは今後への改革の第一歩なのか、その辺が必ずしも明確ではないので、むしろ将来に向けての問題というのが大いに残されているんではないかというふうに思います。

そういう点からいいますと、国民負担率も二十一世紀を踏まえて見ますともう少し高まらざるを得ないというところはもう明らかでございます。税、財政ともにこれでもう何か決着がついたとか、これでもう長期にわたっていけるんだというところまであればなくて、まあワンポイントじゃないか、こういうふうな感じを持っておりまして。

それからもう一つの、分離課税か総合課税かというところでありますけれども、分離課税につきましましてはこれはかなり技術的に言われているのでありまして、利子課税不要論というのは、むしろ学問的には支出税のような立場で言われているんじゃないかと思ひます。徴税技術論的には分離課税の方が水平的公平としてはいいんじゃないかと思ひます。ただ、やはり所得税全体として国民世論等も考えてみますと総合課税というものを抜きに考えられない。総合課税というものを前提にすればある種の納番制というものも考えざるを得ないということでありまして、

やはり方向としては総合課税化が大方国民的支持を得るところではないかというふうに判断いたします。

○直嶋正行君 時間の関係で関本公述人に御質問できませんでしたことをおわび申し上げまして、終わります。

○牛嶋正君 私は公明党・国民会議の牛島正でございます。

時間が十分と限られておりますので、三人の公述人の方に一問ずつ、私本間に聞きたい点がございまして、最初に質問をさせていただきます。そして、もし時間が残りましたら、後でまた追加質問させていただきますと思います。

和田先生には、先ほど、今回の税制改革はおおむね妥当だという評価をいただいているわけですが、けれども、その説明の中で、今回の税制改革は非常に複雑なしかも複数の課題を背負った改革であつたと、その点を考えればおおむね妥当だというお話でございました。しかし一方で、その課題が余りに複雑で複雑であるためにちょっと理念があいまいになっているという御指摘もございました。私もその点、そんなことを感じております。二十一世紀の福祉社会にふさわしい税制というふうに中長期的に税制のあり方というものを考える場合には、やっぱりきちっとした理念が必要ではないかというふうに思ふわけですが。

ですから、今回の税制改革、具体的な改革案を見ましても、それじゃ二十一世紀の福祉社会においてどんな税制が確立されるのかと、もう一つ納税者にはつきりしない点があると思ふんです。何となくわかつていいるのは、これからふえていく負担を消費税税率の引き上げで賄っていくというところだろうと思ふんです。しかし、先ほどのお話の中で御指摘になっておりましたように、やはり所得税が持っている所得再分配効果、これも非常に有用であります。特に、高齢社会がお互いに助け合ふなければならぬ社会ということになりますと、公平の原則というものも守つていかなければなりません。

そこで、和田先生のお考えをお聞きするわけですが、二十一年の福祉社会における所得税の税制における位置づけ、それをどんなふうにかえておられるのか。そしてまた、そこでの累進度をどういうふうにお考えになっているのか。もしお考えがあればお答えいただきたいと思ひます。

それから、松浦市長に對しましては、先ほど、高齢化が進むに従つて福祉の面で地域社会が果たさなければならぬ役割は増大する、したがって地方自治体も財源の強化が必要であると。それから考えると今回の地方消費税の導入は第一歩として評価できるんだというお話でした。この考え方は大体納税者全体のコンセンサスを獲得しているんじゃないかというふうに思ふわけですが。

しかし、もう少し具体的にこれからの地方税体系のあり方というふうなことを考えていきますと、福祉の面で地域の役割が増大するといふんですけれども、もう少し具体的にどういうような面で増大していくのか。それからまた、地域全体でその役割を担うとしても、よく言われますように自助、互助、公助というのがございます。やはり受益者負担も考えなければなりませんし、また、ボランティア活動というふうなものも取り入れていかなければならないと思ふんですけれども、先ほど御説明がありましたように、ことし三月に地方版のゴールドプランをおつくりになりました。その計画の内容をちょっとお示しいただきながら、今私が申しましたこれからの自助それから互助、公助のあり方、もしお考えがありましたらお答えいただきたいと思ひます。

それからもう一点、関本さんでございすけれども、先ほどお話がありました公約違反のお話が出ますと、首相は、もう導入してから丸五年たつて、大体もう定着したというふうな感じを持っていて、消費税でございす。定着という言葉、そのニュアンスの中には大体納税者のコンセンサスを獲得しているというふうなニュアンスもあるわけですが、ところが、御指摘のようにいろいろ

ろなアンケート調査を見ますと、まだかなり強い反対の意見もあるわけですね。こういった数字におけるギャップでありませうけれども、これをどういうふうに関本さんは説明されようとなさっているのか、その点をお聞きしたいと思ひます。

○公述人(和田八東君) 所得税に関するお話なんですけれども、所得税は今後ともやはり税制の中心といひますか、基軸、中軸に据えるということはどうしても必要でありませうし、その持つてゐる所得再分配といひますか、公平に対する役割というふうなものは非常に重視されるべきであるといふことであります。

その中の累進性、累進度といふことでなお申し上げますと、所得税の税収に占める割合というのは、日本は非常に直接税比率が高いといふふうになつてゐるわけですが、それは主として法人税が影響してゐるわけで、所得税だけでとるとヨーロッパに比べてそれほど高いといふわけではなわけでありませう。また、個人所得税のGDPに占める割合といふふうなものを見てみますと、先進諸国に比べても相当低い、なお低いといふ状態でありませう。そういう数量的な点も含めまして、今後所得税の位置づけといふのはもうちょっと高まると思ひますか、こういうことであつてもいいんじゃないかと思ひます。

ただ、累進度といふことになりませうと、現在の所得税の累進度を見る場合になかなかこれは難しいところがありませう。主として給与所得者の所得階級別の累進度といふふうな数字があるわけでありませうけれども、はつきり言つて給与所得者で一億円とか二億円とかいふ給与所得を得てゐる人は、ないとは言へませうけれどもほとんどないだらう。そういうところを見て高いとか低いとかといふふうなものは余り現実的ではありませう。で、せいぜい給与収入で言ひますと二千万円ぐらいのところでの累進カーブといひますか、こういうふうなものをどういふふうにとらえるのか、余り高くする必要はないんじゃないかといふ感じがいたします。ですから、この税率は住民税を含め

て考へて、今後もう少しマイルドにしてもいいんじゃないかといふふうに感じます。そして、高所得部分につきましては資産課税をもう少し強化することとこれを補完するといふことで、シャープな勧告もそういう考えを持つてゐましたけれども、そういうのは一つのヒントになり得るのではないかといふふうに思ひます。

それから、累進度を規定するものといひましたし、これは課税最低限といひますか所得控除、これも作用するんですが、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、所得控除が現在いろいろ非常に複雑になつてゐるわけで、それで配偶者特別控除、こゝういふふうなものがあるなしによつても大分異なつてまいりませうし、それから今後社会保険料が上がつてきますと、これはやはり所得控除を形成するわけでありませう。そして、そして各個人によつてみんなその累進度が変わつてくるということも一つの現実でありませう。

私は、課税最低限といふのはレベルとして今のところそれほど引き上げる必要はないんじゃないかと思ひますけれども、種類が多過ぎるといふ複雑な点はもうちょっと整理して、そして課税最低限は従来最低生活といふふうな面が強かつたんですけれども、むしろ累進度との関係で見直していく必要があるんじゃないかといふふうに思ひます。

済みません、ちょっと長くになりました。

○公述人(松浦幸雄君) 先ほどお答え申し上げましたけれども、この新ゴールドプランにおきましては、私どもの市といひました十年間に二百五十八億六千三百九十九万九千円という予算を立てておられます。その中でどんな事業をやるかといふこととでございませうけれども、デイサービスセンター事業、デイサービス事業、ショートステイ事業、在宅介護支援事業、特別養護老人ホーム、ケアハウス、ホームヘルプ、入浴サービスとございませう。そのほか、生きがい対策といひました高齢者社会の参加促進事業ですとか長寿会事業ですとか、それからシルバー人材センター運営事業、そ

ういふことを考へてゐるわけでございます。

ただ、急速に進むこの高齢化社会に対応するためには国民負担の増加は避けられない問題だらうといふふうには私は思つておられます。既に多額の借金を抱えた我が国の財政体質を改善するためにも、増税は避けて通れない問題ではないかなといふふうには思つておられます。ただ、私どもはそれを補うのに、先生おっしゃつたように、自助またボランティア事業、特にボランティアの問題については今後一生懸命頑張つてまいりたいといふふうには思つておられます。

○公述人(関本秀治君) 簡単にお答えさせていただきます。先ほど申し上げましたように、ほとんどの世論調査におきまして消費税増税反対、消費税廃止という意見が、これはもう少ないものでも六十数%、多いものですと九〇%台の方が反対という意見を表明しておられます。

私どもの消費税をなくす会でも、もう最近、この村山内閣になつてから公約違反の消費税といふことで、これを公表された以後、急速に会が拡大してゐる、これはまさに公約違反に対する怒りのあらわれではないかなといふふうには思ひます。

公明党さんもお前の選挙では確かに消費税のアップはしないといふふうには約束されておられますので、現在野党でおられますけれども、そういう方向で公約をぜひ守つていただきたい。

それからもう一つ、蛇足でございませうけれども、実は最近のマスコミがこの問題をほとんど取り上げてくれない。例えば、十一月十三日に代々木公園で十万人の大集會がありました。これは消費税廃止一つだけではありませうけれども、この十万人集會が全く報道されない、こゝういふ異常なマスコミの状態がございませう。これは何とも私どもの力ではいたしやうがないんですけれども、こゝういふ不正な報道が行われてゐると国民世論が正しく形成されないといふふうなことを強く訴えたいといふふうには思ひます。

それから、それと引きかえに、政府は、つい最近ですが、税制改革、まだ法案が審議中ののに、こゝうなりますよといふ宣伝を全紙を使ってされてゐる。しかも、高齢化社会になつて今は五人に一人だけれども、二人で一人の老人を養わなくちゃならないといふような宣伝もされておられます。これも実際に就労者数と人口の割合を見ますと、高齢化のピークでも一対二で変わらなないといふような実情がございませうので、この辺は高齢化社会、十分に支えていけるといふことを私どもは宣伝してゐるわけなんです。そういう問題がマスコミでは取り上げられないために誤つて定着したといふようなことが言われておられますけれども、決して定着はしておらないといふことを強く申し上げたいといふふうには思ひます。

○牛嶋正君 どうもありがとうございます。○有働正治君 本日はどうもありがとうございます。

関本公述人は、消費税法案に対して唯一反対の立場から公述なされました。国民多数の方々の声の代弁だと私は受けとめました。国民多数の声と政党配置、国会の議席配置に大きなギャップがあるといふことを痛感せざるを得ないわけでありませう。

幾つかお尋ねします。

先ほどの公述の中で、見直し条項にかんがみまして、一たん消費税が引き上げになればとめどもない増税路線に突き進む危険がはらんでゐるといふことを挙げられ、幾つかの要素を挙げられました。一五%ほどにならざるを得ないといふことを述べられたわけでありませう。なぜそうなるのか、その論拠を含めまして具体的に述べただけで、関本公述人にお願ひいたします。

○公述人(関本秀治君) お答えいたします。

消費税が最終的に一五%ぐらいまで引き上げられる危険性があるのではないかといふことは、これまで報道されておられます幾つかの点から言えるのではないかとこゝういふふうに思つておられます。

一つは、最近見直しがされました公共投資新十年計画というのがあります。これは総額六百三

十兆円ということになっておりますけれども、かつて対米公約がされた四百三十兆円のころに、東海銀行がこの計画を実施するためには消費税率を、いろんな財源がありますけれども、消費税率を最低四％は引き上げなければならぬ、こういう試算を発表しておられます。今回の六百三十兆円について何％程度の引き上げが必要かというところについては、まだ試算がありませんので、私はとりあえず四％という数字を使わせていただきます。

それから、これはもう前々からのアメリカの対日要求になっていくんですけども、日本の国際貢献として、これは軍事費とODAを指しているわけでありまして、NATO並みの国民総生産、最近国内総生産が使われているようにありますけれども、三％ないし四％というのを要求しております。現在の軍事費とODA、防衛費であります。防衛費とODAの合計が約五兆七千億であります。GNPを四百七十兆円程度と考えましてその三％、一番低い方の三％で計算しても十四兆一千億円を超える数字になります。ここから五兆七千億円を差し引きまして、まだ不足額は八兆四千五百億円にも達する。

これを実現するためには、消費税の増収のうち、国庫に入るのは一割当たり二兆五千億ぐらいになりますけれども、今回の改正案で二九・五％が地方交付税交付金会計に繰り入れられますので、国庫収入は七〇・五％になると思えます。そうしますと、一兆七千七百億程度が国庫収入になるわけでありまして、これで八兆円の財源を調達しようと思えば、これは約五％の引き上げが必要である。対米公約を忠実に実行していこうということになりますと、そういうことが問題になってくるわけでありまして、現在の国民総生産あるいは国内総生産の数字についてはちょっと速報値に基づいておられますので必ずしも正確でないかもしれませぬけれども、そういう数字が出てまいりまして、

さらに、今回は二％と出ておりますけれども、

これが見直し条項で九七年にどうなるかというところは私はわかにお答えできませんが、公債の償還財源、今国債残高が二百兆を超えようとしておりますけれども、減税財源だけで二％、さらに国債の償還財源を考えますとこれも四％ぐらいは必要であらう、これに現行の三％を加えますと軽く一五％を超えると、こういうことになるだろうと思えます。

○有働正治君 同じく関本公述人にお尋ねします。先ほど、今回の減税が一握りの大金持ちのための減税である旨述べられました。その論拠として最高税率の適用所得金額の大幅引き上げ等を挙げられたわけでありまして、そういう金持ち減税の問題についてもう少しお述べいただければと思います。

○公述人(関本秀治君) お答えいたします。私、増減税の試算をしますときに、国税庁統計年報書を参考として所得階層別の納税者数を実は調べてみたわけがございます。大蔵省の言われるように、増減税の分岐点が八百万円である、八百万円を超えると減税効果が出てくる、こういうお話でございましたので、八百万円未満の人の数がどのくらいあるかということはこの年報書から計算しますと、八九・四％が八百万円未満の所得の人たちである。こういうことですから、それだけでも一割の人のための減税だ、こういうことが言えるわけでありまして、

私は、先ほど申し上げましたように、厚生年金保険法の改正に伴う負担増を加味したところで増減税の分岐点を試算してみました。これは何と年収千二百万円でないか減税効果は出てこない。この数字はさらに上がっていくだろうと思えます。例えば、税率一％上がるとさらに上がるとか、それから厚生年金保険料も当然上がってまいりますのでさらに上がっていくと思えますけれども、そういうことになりまして、

○有働正治君 同じく関本公述人にお尋ねします。政府は、減税額等の財源は消費税率引き上げにしかないということと今回の法改正を求めているわけでありまして、国民が納得いかない点がこの点であります。財源として、そのほか政府として手をつけるべき点があるんじゃないかということが言われるわけですが、この点で、国民本位の手法でとれば財源対策はないのかどうか、財源対策について一点、

ついでにもう一点。先ほど鎌田委員が関本公述人の発言に対して課税最低限が国際的に日本は遜色がないという趣旨のことを述べられたわけでありまして、関本公述人、反論権がありませんでして、

そこで、関本公述人が述べられました国際比較、これはどういふことで比較なされて、なぜそういうのが正確だと考えられるのか、その点もあわせてお述べいただければと思います。

○公述人(関本秀治君) お答えいたします。ここに、不公平な税制をただす会という会がございます。これは代表は北大の北野弘久教授でありますけれども、ついせんだって村山首相にじききお目にかかりまして文書を提出しました。これは八月三十一日付になっておりますが、「消費税率引き上げによらない財源確保」についての要望書という文書でございます。これはもちろん村山総理、十分御存じのはずでございます。これに不公平税制は正による増収試算というのがございます。現在あります不公平税制と目されるものを、これは一挙に廃止したならばという前提

でありまして、とりあえず二十三兆六千五百三十一億円が調達できる、こういう試算があります。これを一緒に提出してございます。

それから、これは一時的収入ということになります。毎年新たに発生するものとして計算すれば、国税で毎年四兆二千三百一億円、地方税で一兆九千二百九十九億円、合計すると六兆六千四百一十億円確保できるわけでありまして、したがって、減税財源としてもこれは十分な額であり、なおかつ財源としては歳入の見直し、例えば公共投資の単価の適正化、あるいは世界的な軍縮傾向の中で我が国だけが軍事費が増大しているわけですが、これを抑制して、例えば正面装備を廃止しただけでも、新規の購入をやめただけでも二兆円の財源は出てきます。公共投資の単価の適正化等でも四兆円以上の財源が出てくるであろうというふうなことが言えるわけでありまして、

以上、財源問題について私どもは決して不安を持っておりません。

○有働正治君 国際比較について簡単に、時間がございませぬので、

○公述人(関本秀治君) 国際比較につきましては、税調に大蔵省から資料が出ておりまして、それによりまして日本が世界一高いことになっております。これは、高崎市長さんがここにいらつしゃいますので十分御存じだと思えますけれども、日本が三百二十七万七千円、アメリカが百七十一万、イギリスが八十二万、ドイツが二百五十万、フランスが二百五十八万というふうに言われておりますが、これは注意書きを見ますと一ドル百六円、一ポンド百五十九円、一マルク六十三円、一フラン十八円、こういう為替レートで換算されておりますけれども、実際の国内における課税最低限というのは購買力平価で換算すべきであるということでありまして、私は購買力平価を経企庁の発表したレートに基づきまして計算しましたら、先ほど申し上げましたように、先進五カ国でありますけれども、日本はイギリスに次いで世界で二番目に低い国であるということでございますので、課

税最低限の引き上げこそ税制改革の最も緊急な課題ではないか、このように考えるわけであります。

○有働正治君 どうもありがとうございます。  
○西川潔君 どうも公述人の皆さん、本日は御苦勞さまでございます。よろしくお願ひいたします。

まず、和田先生にお伺いしたいんですけれども、私は、消費税につきましてはその使い道をばっちりさせて、高齢化社会における福祉政策のために使うという福祉目的の税が望ましいのではないかなど、いろいろ福祉の勉強をさせていただきましてそういうふうに考える一人であります。硬直化の問題、いざそうなれば本当に難しい問題がたくさんあるんですけれども、この福祉目的の税につきまして先生のお考えを一言お伺いしたいと思ひます。

○公述人(和田八東君) いろいろ目的税ということについては議論があると思うんですね。それで、現在でも道路目的税というのがあります。今までの道路政策という点からいってそれなりの役割を果たしたと思うんですけれども、実際には硬直化ということが言えると思うんですね。

ですから、そういう危惧が一つと、それから福祉というのはその範囲がどれくらいか、どこまでが福祉なのか。道路と違いますが、年金もあるし保険もあるし医療もあるし、それから介護とか教育、文化も含めれば福祉というのはかなり広がっていくわけですので、どこまでを目的にするかというこの決め方が難しいと思うんですね。

私は、硬直化というのはそれは心配することではなくて、福祉がふえれば税金も上がるといふんですけれども、別に目的税にしないで財政需要が高まれば税金も上げていかなきゃならぬという因果関係あるわけですから、それは余り心配ないと思うんです。しかし、その範囲をどうするか、どのような目的に使うのかというところが一つの問題点だろうと思ひますね。

それで、一番狭く考えれば国民年金だろうと思ひ

うんです。国民年金にこれを充当するというのは非常にリーズナブルというか、説得的な考え方だと思ひます。ただ、年金全体にしますと、先ほども言いました所得控除の方に今度はね返ってきますので、余り税金で取ってしまうと今度は税金が上がるというちょっと矛盾した問題になってきますので、せめて国民年金の国庫負担というあたりだったら考えられるのかなというふうに思ひております。

ですから、国民が納得し得るという点からいっても、ある程度今の年金制度というものを前向きに設計していくということからいって、もうそういう問題に限って消費税のある一部をそちらに特定財源として投入するということは容易に考えられるというふうに思ひます。

○西川潔君 せんだつても総理大臣と大蔵大臣と、そして自治大臣にも今の御質問をさせていだいたんですけれども、なかなか難しいのではないかと。なるべく目的税にということではなしに目的税化というような傾向にしたいだけかもしれません。そして地域の町の中に病院が、そしてまた新しく学校、老人ホームが、また中間施設がたくさんできて、そしてまた将来老後の生活が安心して目に見える、税角に入るといふ意味での目的税化というふうにしていただけたらというお話しもさせていただきます。

次は、市長様にお伺いしたいと思ひますけれども、高崎市が策定されました老人保健福祉計画、今後実施されていく上で問題点はやっぱり財政面ではないかな、こういうふうにお聞きわけでございます。財政面、そしてまた市長様といたしましてのお立場から地方分権について、先ほども少しお話しが出ておりましたが、簡単に結構ですのでお伺いしたいと思ひます。

○公述人(松浦幸雄君) 地方分権につきましては何回も今申し上げているとおりでございまして、ぜひこれは実現をしていただかなくちゃならない問題であるというふうに思ひております。

また、福祉の問題でございしますが、いろいろ

いろとやるのがたくさんございます。ただ、今私どもは寝たきりをゼロにする寝たきりゼロ作戦というところで一生懸命取り組んでいるわけでございまして、寝たきりになった場合は今度はそれをどうするかというような問題もあるわけでございしますけれども、そうした福祉の面、税というものはそれを補う貴重な財源でございしますので、今後ぜひひよろしくお願ひ申し上げますと思ひております。

○西川潔君 ありがとうございます。  
寝たきり老人ゼロ作戦と、私は講演で福祉のお話をといたことよく声をかけていたんですが、市長様とはまた反対に起きたきり老人をふやそうというお話を随分させていたでございんです。行き着く先は同じことなんですけれども、本当に死はだれにでも訪れてまいりますし、老後不安な生活が一番不幸ではないかな、こういうふうに考える次第です。

そこで、関本様にお伺いしたいんですけれども、大反対 反対であった消費税が三%になりました。そして今度は五%になるうかという段階にまでおるわけですね。僕は素朴な疑問ですが、現時点で消費税を廃止するためにどういった手順を関本様は考えておられるのか。そして今、市長様にもいろいろお話を伺ひいたしましたし、和田先生にもお話を伺ひいたしましたし、そういう我々、僕らも団塊の世代で大変老後が不安でございします。が、ひとつ安心のできるような、そしてまた廃止になるという過程であればどういう手順があるのかというのをわかりやすく、五分とってありますので御説明をいただきたいと思ひます。

○公述人(関本秀治君) お答えさせていただきますと思ひます。

五分いただけるそうでございますので、じつくりとお話し申し上げたいと思ひますけれども、私も消費税を廃止するという要望の中には当然公平な税制をなくして増収を図るということを第一に考えております。

に出でまいりましたけれども、利子配当の分離課税というのがございます。これはマル優廃止のときに実は抱き合せて一律二%の分離課税ということになったわけですね。利子課税については、あれは従来は分離課税は三五%だったんです。これでも安いです。最高税率は当時七五%ございましたので大変安くなっているんですけれども、それともう、お金持ちの利子の源泉も三五%から二%に下げて、私も勤労者の利子については分離課税で二%は今まではマル優がありましたからからなかったものについて二%取る、こういう抱き合せて、まず中曽根内閣のときに税制改革がされました。

それから、税制改革論議でよくされておりますのは、前回、前々回の税制改革もあわせてところで中堅所得者層の負担軽減になっていないか、こういう議論がこれまで衆参両院でされてきたと思ひますけれども、実は第一回のときは今申し上げましたマル優廃止という大増税がついてまいりました。これは今まではからなかった人が取られる。しかも分離課税ですから、ほかの税金は全然かららない、年金だけで生活している方の預金からも二%は遠慮会釈なく取られるわけであります。そういうことの抱き合せて、これもやはり金持ち減税だということでも私も批判してまいりました。

それから次のときは、まさに消費税の増税と抱き合わせの税制改革でありました。これが金持ち減税であることは、逆進的な消費税で金持ちの最高税率を五%まで下げたわけですから、住民税を合わせると六五%になります。下げたわけでありまして、これも大変な金持ち減税。しかも、税金のかららない人については消費税が一律にかかってくる。そういう問題と、今後はさらにまた消費税の増税で、最高税率は下げませんでしたけれども、先ほど申し上げましたようにわずかな人数にして十三万人に足りない人たちが減税の恩恵に浴する、こういう大変な不公平の拡大法案ではないかというふうに全体を見たときに思ひ

わけであります。

不公平税制の是正につきましては、先ほど申し上げましたので繰り返しませんけれども、一時にこれを廃止することは無理であるとしても、今後年々累積していく不公平税制の蓄積分、この分を廃止しただけでも六兆円以上、国、地方合わせまして六兆円以上の財源が確保できるわけでありますから、何も地方自治体についても、地方消費税の導入をしなくてもこれで賄えるわけでありますし、それから国税についても、特別措置の廃止によって年々四兆二千億円以上増収になるわけでありますから、歳入面で見てもこれは十分可能であるというふうに思います。

歳出面では、先ほど申し上げましたように、国会でもたびたび議論されておりますように公共投資の単価の適正化、あるいは軍事費、特に思いやり予算などは我が国の義務ではございませんから、こういうものを廃止すれば十分減税財源を確保して余りあるものであるというふうに考えますし、消費税を廃止しても決して不安はない、このように考えております。

○西川潔君 これからの参考にさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○委員長(岩本久人君) 以上で公述人に対する質疑は終わりました。

この際、一言お礼を申し上げます。

公述人の皆様には、長時間にわたり有益な御意見を述べいただきましてまことにありがとうございます。心から厚くお礼を申し上げます。

(拍手)

これにて地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会公聴会を散会いたします。

午後三時四分散会